

外交・安全保障調査研究事業費補助金（調査研究事業）
補助事業実績報告書

1. 基本情報					
事業分野	D				
事業の名称	新段階の日本の海洋戦略－「開かれ安定した海洋」に向けて－				
	※下記の期間から1つを選択し「○」を記入 () 1年間（平成 年度） () 2年間（平成 年度～平成 年度）（うち 年目） (○) 3年間（平成29年度～平成31年度）（うち1 年目）				
責任機関	組織名	公益財団法人日本国際フォーラム			
	代表者氏名 (法人の長など)	伊藤 憲一	役職名	会長	
	本部所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301			
	法人番号	6010405009456			
	①事業代表者	フリガナ	イトウ ツヨシ		
		氏 名	伊藤 剛		
		所属部署	明治大学政治経済学部	役職名	教授
		所在地	〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1丁目1		
	②事務連絡担当者	フリガナ	キクチ ヨナ		
		氏 名	菊池 誉名		
		所属部署	日本国際フォーラム	役職名	主任研究員
		所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12 チュリス赤坂1301		

事業総括、グループリーダー、研究担当、渉外担当等の別	氏名	所属機関・部局・職	役割分担
【研究会】			
主査	伊藤 剛	明治大学政治経済学部教授	研究の総括を行う。
メンバー	佐藤 考一	桜美林大学リベラルアーツ学群教授	ASEAN 諸国の政治安全保障の調査・研究
メンバー	畠山 京子	関西外国語大学外国語学部准教授	米国・欧州・アジア太平洋の安全保障の調査・研究
メンバー	都留 康子	上智大学グローバル・スタディーズ研究科教授	海洋に関するレジーム、機構、制度、国際法の調査・研究
メンバー	山田 吉彦	東海大学海洋学部教授	海洋問題全般の調査・研究
メンバー	渡辺 紫乃	上智大学グローバル・スタディーズ研究科教授准教授	中国政治、外交、軍事の調査・研究
【事務局】			
責任者	渡辺 蘭	日本国際フォーラム専務理事	事業の運営・推進 事業の調査研究面での補佐
事業担当者	菊池 誉名	同主任研究員	同上
補佐者	矢野 卓也	同研究センター長	事業の総務・会計
	伊藤 将憲	同事務局長	事業全体の補佐
	高畑 洋平	同主任研究員	同上
	勝川 照夫	同研究員	同上
	武田 悠基	同研究助手	同上
	田中 翔子	同研究助手	同上

上記の各構成員の詳細な略歴・業績等については別添 1. のとおり。

2. 事業の背景・目的・意義

【事業の背景】

力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」は、国際社会全体の平和と繁栄には不可欠であり、これを維持・発展させていくことが肝要である。とくに、四方を海に囲まれかつ天然資源の乏しい日本にとっては、航行の自由や公正な資源の確保など安定した海洋秩序が確保されることは、その政経両面における安全保障上、死活的に重要である。それゆえ日本は、これまで一貫して、海洋秩序の安定の重要性を強調してきた（2014年のシャングリラ・ダイアログでの安倍晋三首相による「『海における法の支配』三原則」提唱など）。しかしながら、近年、国際社会、特にアジア地域においては、海洋をめぐる国家間の摩擦や緊張が高まっている。その最たる事例は、南シナ海における沿岸国間での海洋をめぐる紛争である。中国による大規模かつ急速な埋立てや拠点構築などの行動は、「力」による一方的な現状変更であるとして、紛争当事国をはじめ多くの諸国の懸念を高めているが、それに対し、中国はいわゆる「九段線」の正当性を主張しており、その行動を抑制する気配はない。

このような状況に対し、たとえば紛争当事国であるフィリピンは、「九段線」の無効性を訴えるべく、国際司法に仲裁を求めるかたちで事態の打開を試みた。その結果、2016年7月12日、国際常設仲裁裁判所（PCA）は「中国の主張する『九段線』の国際法上無効である」として、フィリピン側の主張をほぼ認める裁定を下した。しかしその裁定から8ヶ月が経過した現時点でも、中国の南シナ海への進出は着実に進行しており、さらに東シナ海、インド洋、そしてインドネシア東方のポリネシア・メラネシア地域付近への海洋進出も活発化しているありさまである。このように、国際法・海洋法に基づく海洋問題解決のアプローチは、一定の有効性があるにせよ、やはり大きな限界を露呈したと指摘せざるを得ない。「有効性」とは、中国による「力による現状変更」が国際社会として受け入れがたいことが明らかになった点であり、「限界」とは、国際法・海洋法アプローチでは、中国の行動を実質的に抑止できないことが明らかとなった点である。

さらに、海洋を「国際公共財」として捉え、公共性の論理を重視する際にも、公共性には「利他的使用」と「利己的使用」の二つの側面がある点は看過すべきではないだろう。海洋政策についていえば、たとえば日本は、一方で、南シナ海問題をめぐり、「航行の自由原則」にもとづき「誰しものが海上航路を使用できる」という公共財の「利他的使用」の側面を強調しているが、他方で、調査捕鯨船が南極周辺の公海上で鯨を捕獲することについては「公海上での行為であり、どの国の権利も侵害していない」として、公共財の「利己的使用」の側面を強調している。すなわち公共性は、一国の政策上、その事情如何で一貫性を欠いた解釈ないしは使用がなされうる、ということである。すぐれて分権的構造をもつ国際社会において、国際公共財の「使い方」を主権的に司る主体は存在しないわけであり、公共性の論理がそのまま国際秩序形成のインセンティブに直結するわけではない。かつては、米国が国際公共財の維持管理に積極的であったが、米国が内向き志向となった現在、公共性の論理はますます混迷をきたしつつある。

このように、領土海洋問題、とくにアジアにおける領土海洋問題の「解決」にあたっては、国際法・海洋法に基づくアプローチも、「公共性」を強調するアプローチも、ともに大きな理論的かつ現実的な限界に直面しているが、にもかかわらず日本を含む国際社会は、引き続き「開かれ安定した海洋」を求めて、さらに有効なアプローチを模索する必要がある。その手がかりとして、さしあたりアジアと他の地域、とりわけ欧州との「状況差」に着目することは無意味ではないだろう。たとえば、欧州では何らかの紛争が発生した場合、当事国同士が「ひとまずテーブルに着いて対話を行う」との行為が制度的に整備され定着しているが、アジア地域には、そのような制度が存在しないだけでなく、仮にそのような制度が成立したとしても、その制度を有効に機能させるだけの能力を備える国が意外に乏しい。また、広義の「法の支配」や「公共性」への理解が比較的定着している欧州に対し、アジアでは、「法の支配」や「公共性」の尊重がとすれば軽視される風潮がある。したがって、アジアにおける領土海洋問題への適切なアプローチ、すなわち「新段階の海洋戦略」としては、欧州との「状況差」を視野に入れつつ、紛争処理の適切な制度化を目標とした「ハード」「ソフト」両面における環境整備が先決であるといえる。では何が必要か。第一に、海洋問題に関する対話制度の確立である。欧州にできてなぜアジアにはできないのか、といった比較研究を行い、アジアの領土海洋問題の特色を明らかにすることが重要である。またその際には、欧州とは異なる現状を明らかにするものとして、アジアの海洋における主要アクターである中国および米国の海洋戦略を研究することも必須である。第二に、国際法・海洋法を遵守させるためのインセンティブの付与である。そのため、遵守させるために何が必要なのか、そのインセンティブとそれを付与させるための方策を探る必要がある。第三は、仮に国際法遵守の環境が整ったとしても、関係各国がそれを活用する能力がなければ意味がない以上、各国の事情に応じた能力構築支援が必要である。

【事業の目的・意義】

上記のような背景のもと、本事業の目的は、アジアで安定した海洋秩序を定着させるために、日本を含む国際社会が新段階の海洋戦略を構想することを求められているなかで、有事の際にも実施可能な海洋問題をめぐる対話制度の確立、各国への国際法秩序遵守へのインセンティブの付与、そして、それら取組が制度的に定着しうするための各国への能力構築支援などに焦点をあてて、日本としてとるべき海洋政策への新たな戦略的指針を提示することである。四つの柱からなるが、その具体的内容および意義は以下のとおりである。

第一は、当フォーラムがこれまでの領土海洋プロジェクトで築き上げてきたアジア太平洋国のシンクタンク・ネットワークを使って、海洋問題に関する対話を緊急の際にも実施できる体制・制度を整えることである。当フォーラムは、これまでも「海洋秩序の『非伝統的安全保障化』への試みとその具体的共同施策」（2012年）、「アジア太平洋地域の新たなシンクタンク・ネットワーク形成」（2013年～2014年）、「領土海洋問題と危機管理メカニズムの構築」

（2015年～2016年）など、領土海洋問題に関する数々の調査研究事業を継続的に実施し、その過程で、アジア太平洋地域全域にわたり、官民両レベルにおける緊密な連携関係のネットワークを確立してきた。とくに2010年の尖閣列島沖の漁船衝突事件以降、多くのトラックⅠ・Ⅱの日中対話が中止される中で、当フォーラムだけが日中対話を予定通り成功裏に実現にこぎつけたことは、外務省など政府関係者からも瞠目をもって受け止められ、今でも語り草となっている。

第二は、従来型の領土海洋問題へのアプローチの延長として、海洋における「法の支配」確立のための方策を、改めて探り当てることである。PCA裁定に見られるように、国際法・海洋法は、中国の行為の「違法性」を明るみにするには有効ではあったが、中国の「違法行為」自体を抑止するには至らなかった。とはいえ、当の中国としても、既存の国際法・海洋法秩序をトータルに否定しているわけではなく、むしろ自国の都合に合わせて、その秩序を部分的に軽視ないしは無視している、というのが現状である。そこで、本事業では、地域レベル（この地域には、欧州のように対立する課題をすぐに討議する制度が存在しない）、制度レベル（仮にホットラインがあっても機能しない）、イシューレベル（海賊対策では合意可能だが、漁業・資源では合意不可能である）での海洋をめぐる交渉における同意・非同意の事例を比較分析し、海洋における「法の支配」を定着させるための突破口を見出したい。

第三は、域内各国に対し、国際法秩序遵守へのインセンティブを付与することである。台頭する中国への対応として「ヘッジ」と「関与」の二つのアプローチがありうることは周知のとおりであるが、国際法・海洋法に基づくアプローチはこのうち「ヘッジ」に属する。ただしこのアプローチでは、「棍棒」が細くて力が弱い上に、「棍棒」を振り回す側のインセンティブが弱い点も否めない。したがって、関係各国がこのアプローチに協力することのメリットは何かということを明らかにすることが必要である。そこで、本事業では、国際法・海洋法の「ムチ」としての側面に加えて、「アメ」として日本に何ができるかを政策シミュレーションとして提示したい。もっとも、日本政府としても、すでにこの側面の重要性を理解しているふしがあり、例えば安倍首相が提唱する「自由で開かれたインド太平洋戦略」は、アジアからアフリカに至る地域でのインフラ投資の強化を謳うなど、当該地域の秩序形成のインフラ整備とコネクティヴィティ構築を図っている。ただし、政府レベルであれば、関係国全てを「平等」に扱う必要があるが、本事業のようなトラックⅡの事業では協力が得られる国・地域との関係を優先的に構築・進展させる柔軟さが認められる。言い換えれば、「ムチ」的な国際法・海洋法アプローチは全ての国に同等に適用されないといけませんが、「アメ」は少ない予算で集中的に特定地域に影響を与えることが可能となる。その意味では、政府とは異なるシンクタンクの強靱さを生かす絶好の機会でもあるともいえる。

第四は、第一とも関連するが、当フォーラムがこれまでアジア太平洋地域を中心に構築してきた官民ネットワークを駆使して、域内諸国の能力構築支援に具体的に着手することである。日本のODAは、外交政策を展開する際の有効かつ具体的な「手段」たり得るが、無尽蔵な援助はそもそも叶わない。そこで、本事業では、たとえば、当フォーラムが緊密なパイプを有するベトナムおよびインドネシア（特に前者）に対し、両国の海上法執行機関に対する海洋法の指南や中国の海洋進出に対する法的見解の共有化等を図りたい。具体的には、両国外務省に全面協力を働きかけ、有事の際のマニュアル作成、危機管理のためのコミュニケーション手段確立、国際法・海洋法に対応した国内法の整備等を指導し、紛争当事国間での各層の安全保障対話における「ソフト面」を整備する。たとえば、公務員の給与が少ないインドネシアでは、通信機器という「ハード」が整っていても、実際に危機管理実務に携わるだけのインセンティブが働かない。このような制度面での間隙を各般の能力支援政策によって補填することも本事業の目的である。

3. 事業の実施状況（ページ制限なし）

（1）研究会の開催（研究委員による小規模研究会等。研究会毎に以下の項目を要記載。）

本事業では、研究メンバーなどによる「定例研究会合」を全4回、海外の外部有識者などの来日をとらえて意見交換などを実施した「臨時研究会合」を1回実施した。

【定例研究会合】

「第1回定例研究会合」

●日時、場所：2017年6月13日14時～15時30分、日本国際フォーラム会議室

●テーマ：本研究会の概要（ロジ・サブ）の確認、メンバーの役割分担の確認

●主要参加者：伊藤 剛 日本国際フォーラム評議員/明治大学教授

佐藤 考一 桜美林大学教授

都留 康子 上智大学教授

畠山 京子 関西外国語大学准教授

渡辺 紫乃 上智大学教授、等

●議論／研究内容の概要：

主査・メンバー間で本事業の背景・目的・意義を共有し、各々が担当する研究テーマおよび問題意識、海外調査等について意見交換を実施した。

●その他特記事項：

本会合に、外務省より担当事務官を招いてコメントを求めるなどし、事業実施の背景、目的などを適切にメンバー間で共有することができた。

●原則非公開

【第2回定例研究会合】

●日時、場所：2017年7月3日11時45分～13時15分、日本国際フォーラム会議室

●テーマ：外部有識者による「国際法の観点からみた南シナ海問題」に関する報告、協議

●主要参加者：伊藤 剛 日本国際フォーラム評議員/明治大学教授

都留 康子 上智大学教授

山田 吉彦 東海大学教授

渡辺 紫乃 上智大学教授

鶴田 順 明治学院大学准教授（報告者）、等

●議論／研究内容の概要：

外部有識者として招いた鶴田順明治学院大学准教授より「国際法の観点からみた南シナ海問題」に関する報告が行われ、その後、出席者全員による意見交換が行われた。それらの概要は以下のとおり。

（1）鶴田順准教授の報告

「国際法のアプローチでは中国の海洋進出を止めることができない」という指摘がある。複合的な要素で構成されている国家間の抗争（conflict）のうち、国際裁判所が扱うことができるのは法的側面において定式化された紛争（dispute）である。国際裁判所では当該紛争が法的観点から審理され、判決や判断等の法的評価が示されることになるが、紛争は解決したとしても、そもそもの抗争が解消するとは限らない。南シナ海仲裁判断については、二国間交渉によって「柔軟に」抗争の解決を模索するオプションが失われたという指摘もある。中国は多数国間ではなく二国間での交渉による解決を好むが、二国間交渉で柔軟に解決して良い問題とそうではない問題がある。ある海洋地形が島か岩かという問題は二国間で交渉して柔軟に解決してよい問題ではなく（EEZの設定の可否にもかかわる問題）、あくまでも現在の国際法規範（国連海洋法条約の関連規定）に基づいて客観的に決定すべき問題である。一般論として、そもそも国際法規範が関係国間で共有できていないのであれば、国際裁判所が扱う紛争の定式化は困難となり、国際裁判所によって判決や判断等の法的評価が示されたとしても、抗争の解消につながることは期待できない。中国政府は自らの歴史的権利主張と関連する現在

の国際法がいかなる関係にあるのかについて十分な説明をしているとはいえない。仮に、中国政府が関連する現在の国際法（国連海洋法条約等）は中国の南シナ海におけるさまざまな活動に適用がないとか、中国の歴史的権利主張とは関係がないと考えているのであれば、現在の国際法規範とは別のいかなる内容の国際法規範の適用があると考えているのか、さらに、南シナ海における中国の活動は当該国際法規範に照らすといかに評価できて、いかに根拠付けることができるのか、中国にさまざまなチャネルを通じてしつこく問いかけていく必要がある。それでは、アジアにおいて国際法規範を遵守させるためには何が必要か。国際法規範の実現のためには「組織的基盤」が必要である。組織的基盤とは、問題状況を探索・認識し、それに対応した法規範を定式化し、対立を調整・緩和しながら規範に従わない主体を説得・誘導し、法規範の実現を担保する制度化されたメカニズムである。アジアではそのような基盤が欠如あるいは不十分である。日中間で協力可能な分野を戦略的に特定し、成功体験を共有し、時間をかけて積み上げていくことが重要である。キャッチフレーズとしての日中「協力」ではなく、日中両国が共に関心を有し、問題解消がお互いの利益になるような問題、たとえば、漁業問題（海洋生物資源の減少・枯渇問題）、感染症等の保健・衛生問題、規制薬物の製造・使用・密輸問題など、個別・具体的な問題の解消に向けた協力が重要である。

（２）出席者からの主なコメントなど

- ・島か岩かの問題に関して、仲裁裁判所判決後、ベトナムが問題提起できなくなった。国際判断基準が、今後竹島問題など日本にも影響を及ぼす可能性がある。

- ・仲裁裁判所の判断の効力は形式的には当事国に限られる。しかし、個々の事案に関する仲裁判断であっても、とりわけ判断の法的推論については、それ以外の事案もひろく視野に入れた判断であることが一般的である。中国政府が南シナ海仲裁判断を「無効」としている以上、中国国内では、中国の国際法研究者が仲裁判断をていねいに分析し、その結果を共有するような状況にはない。

- ・中国は歴史的権利を強く主張することに拘っている。判決に従わないという中国の姿勢が国際法の地位を貶めてしまう結果に繋がりがかねない。国際法を尊重することを重視するならば、仲裁裁判自体を行わないことが良かった可能性もある。

- ・現状、仲裁裁判所の判決を基本として、二国間における交渉が行われているのではないかと。例えば、中国とフィリピンの漁業権の交渉など、判決をベースに交渉が行われたように考えられる。今後海洋資源開発が実施できなくなる可能性があるため、ベトナムやフィリピンなどは仲裁裁判をこれ以上求めない可能性もある。

●その他特記事項：

本事業は、国際法の遵守による「開かれ安定した海洋」の維持が困難になっている現在の国際社会において、アジアで安定した海洋秩序を定着させるために、日本としてとるべき海洋政策への新たな戦略的指針を提示することを最終目的に実施している。その観点から、まず国際海洋法の専門家である鶴田順明治学院大学准教授より、「国際法の観点からみた南シナ海問題」をテーマに、本調査研究の主要な事例となる南シナ海の現状などについて報告いただき、それを踏まえて今後の研究方針をメンバー間で協議できたことは、本事業の推進において大変有益であった。また本会合に、外務省より担当事務官および当該テーマの関連部署の事務官を招いてコメントを求めるなどし、国際法の観点から南シナ海問題を検討するための適切な協議を行うことができた。

●原則非公開

【第３回定例研究会合】

- 日時、場所：2017年12月4日17時30分～21時、日本国際フォーラム会議室

- テーマ：各メンバーから、これまでの調査研究における進捗状況の報告

外部有識者による「海洋問題に関するEUの事例」に関する報告、協議

- 主要参加者：伊藤 剛 日本国際フォーラム評議員/研究主幹・明治大学教授

佐藤 考一 桜美林大学教授

都留 康子 上智大学教授

畠山 京子	関西外国語大学准教授
山田 吉彦	東海大学教授
渡辺 紫乃	上智大学教授
佐藤 智恵	明治大学准教授（報告者）
河津 邦彦	内閣府総合海洋政策推進事務局参事官（ゲスト）、等

●議論／研究内容の概要：

各メンバーから、これまでの調査研究における進捗状況の報告が行われ、今後の方針などが確認された。また、外部有識者として招いた佐藤智恵明治大学准教授より「海洋問題に関する EU の事例」に関する報告が行われ、その後、出席者全員による意見交換が行われたところ、それらの概要は以下のとおり。

（１）佐藤智恵明治大学准教授

法学的にみて、一般的な国際社会と、国家連合たる EU との大きな相違点は、EU では、EU 法に基づく法の支配が加盟国間で徹底されていることである。具体的には、EU では、欧州司法裁判所を頂点とする自律的な法秩序が成立しており、各加盟国は、自国の法律を EU 法に適合するように解釈するとともに、EU 法から生じる義務履行のために、あらゆる措置を講じる必要がある。したがって、EU 内部で生じた海洋紛争についても、この徹底した法秩序のもとで裁定がなされる。とくに海洋紛争をめぐる場合は、欧州司法裁判所による紛争解決と国連海洋法条約に基づく紛争解決とが競合する事案が発生するが、近年の判例では、前者が後者に優先するという解釈が可能なケースも登場している。

（２）出席者からの主なコメントなど

- ・バルセロナ条約締約国会合において、EU が解釈を代表して発言するとのことだが問題が生じる可能性がある。バルセロナ条約は、条約を順守するための環境作りにおいて上手くいっている事例だと言われることもあるが、それはヨーロッパ側だけの話であり、チュニジアやキプロス等の国家が言うことを聞くかどうか疑問もある。EU が加盟国としてまとまって発言した場合、アジアやアラブなどの諸国から批判される場合もある。

- ・「IMO と矛盾した場合、どうするのか」との指摘が生じるであろうが、その場合は、国際条約の履行の問題もあるため EU 法が若干修正される。

- ・EU の場合、民主主義国であるため上手くいっている面もある。アジアの場合、中国は政治体制も異なるため、EU のようなやり方は難しい。民主主義国でない中国に対して、国外で民主的な振る舞いを求めることには難しさがある。

- ・EU において域内国が中心となっていることとは異なり、ASEAN の場合、日本や米国、中国のように域外国が強い影響力を持っている。

- ・ヨーロッパ各国は EU に加盟した以上、EU 法を遵守するという認識ができたため、法の秩序が形成された。前提として、共同体としての認識の強さがあることも考慮する必要がある。

- ・主権と利益をはかりにかけた際に、利益の方が大きいゆえに EU へ加盟し、法の順守を行ってきた点も重要であろう。また、土台がすでにあった故に、ポーランド等東欧諸国はその土台に後から乗っかったと考えられる。アジアの場合、元の核となるグループがないため、話がまとまらない形になってしまう。コミュニティを作るインセンティブがどの程度あるか考えた場合、既に貿易の深化による利益・恩恵があることをみると、それほど大きくないように思われる。

- ・アジアの場合人の移動が増えてきたが、実態の方が先行してしまい、後からルールをどうするのか議論している。EU の場合、先にルールを決定し、その運用をどうするのかという議論になっていると考えられる。海洋問題に限らず何か紛争があった際、その解決のための手続きが EU には整備されている。

- ・EU は決して完璧ではないが、これまで上手くやってきている。欧州委員会のやり方へ批判もあるが、国際機関での交渉において EU 諸国の他国への配慮の仕方は非常に細やかな面がある。EU が非常に丁寧な手続きを経て共同提案をすることなどを考えると、ストックホルム条約の事例でスウェーデンが違反と認定された件は、避けられない面もあったと考えられる。一方で、どの主権国家も国内世論

を考慮する必要がある。例えばアイルランドの場合、国際的な行動を起こしたという形を取らなければ、国内における環境派との間でまとまりがつかなかった背景があったとも考えらえる。ポーランド等が難民政策に関する義務不履行を認定された際に一部出てきた発言について考えた場合、EU から得られる利益や恩恵があるため、実際にそのような行動に出るかには疑問がある。しかし、イギリスの離脱の事例など不測の事態もあることから、あらゆる事態に備えるということが大事であろう。

●その他特記事項：

本事業では、前述のとおり国際法の遵守による「開かれ安定した海洋」の維持が困難になっている現在の国際社会において、アジアで安定した海洋秩序を定着されるための方策を探ることに焦点を当てているが、そのためには法の支配が確立している EU の現状についての知見が必須であった。報告者を務めていただいた佐藤教授は、日本を代表する EU 法の専門家であり、同氏より「海洋問題に関する EU の事例」をテーマに報告を受け、かつ研究メンバー間で意見交換ができたことは、今後の調査研究上大変有益であった。また、本会合に、関連省庁などから当該テーマの専門家を招いてコメントを求めるなどし、「海洋問題に関する EU の事例」を検討するための適切な協議を行うことができたことも重要であった。

●原則非公開

【第 4 回定例研究会合】

●日時、場所：2018 年 2 月 21 日 16 時～18 時、日本国際フォーラム会議室

●テーマ：初年度目の事業遂行状況の確認と論考の執筆について、二年度目の内容について

●主要参加者：伊藤 剛 日本国際フォーラム研究主幹・明治大学教授

都留 康子 上智大学教授

畠山 京子 関西外国語大学准教授

山田 吉彦 東海大学教授

渡辺 紫乃 上智大学教授

●議論／研究内容の概要：

冒頭、本研究の目的について、改めてメンバー間で共有し、続いて、初年度目を実施した事業の成果を確認し、さらに初年度の成果として各メンバーが執筆をしている論考の現状報告がなされ、修正すべき点などについて協議が行われた。最後に、それらの内容をもとに、二年度目を実施すべき調査・研究活動について協議が行われた。

●その他特記事項：

1 年度目の進捗状況について協議が行われたが、予定以上に海外側有識者との研究交流が進展したことなど、想定していた以上の成果をあげていることが確認できた。また、初年度の成果を踏まえ、今後は次のような内容により取り組む必要があることが確認された。すなわち、特にアジアで海洋国際秩序を構築するにあたっては、インド・太平洋地域により焦点を当てていくべきであること、現在安倍政権より「自由で開かれたインド太平洋戦略」が打ち出されているが、同戦略を補完する政策を打ち出せるような調査・研究を行う必要があること、そしてそのことが、本事業の目的である海洋秩序に参加することのインセンティブをどのように創出するのか、各国への能力構築支援、対話制度の確立、における分析にもつながるであろうということ、またインド太平洋戦略の推進には、米国、インド、オーストラリアとの連携が必要であり、これらの国も調査・研究の対象にし、研究交流も行っていくべきであること、などである。他に、中国が米国との経済貿易関係の拡大を図っているが、そのためには海運が重要で、大隅海峡などの日本の海峡、沿岸部がポイントになり、そのため日本の海峡管理についても調査・研究が必要であること、さらに、海運をめぐる中国との外交関係も分析していくことが必要になり、同時に中国の一带一路戦略に日本がどう対応するのかについてもより視野に入れていくべきことが確認された。

●原則非公開

【臨時研究会合】

●日時、場所：2017年10月20日15時～16時30分、日本国際フォーラム会議室

●テーマ：北東アジア情勢、「一带一路」戦略および日中関係全般

●主要参加者：伊藤 剛 日本国際フォーラム上席研究員・明治大学教授

渡辺 紫乃 上智大学教授

朴 鍵一 (PIAO Jianyi) 中国社会科学院亚太与全球战略研究院研究員 (ゲスト)

呉 兆礼 (WU Zhaoli) 中国社会科学院亚太与全球战略研究院副研究員 (ゲスト)

李 成日 (LI CHENGRI) 中国社会科学院亚太与全球战略研究院助理研究員 (ゲスト)、
等

●議論／研究内容の概要：

来日中の中国社会科学院亚太与全球战略研究院の3名の研究員と、北東アジア情勢、一带一路戦略および日中関係全般などについて協議を行った。主な議論の内容は以下のとおり。

・一带一路においてはインフラ投資が重要であるが、北東アジアではインフラがある程度整備されているため、日中韓における需要はそれほど高くないと考える研究者が多い。しかし、その理解は正確ではない。というのも、まず北東アジアという地域をどう理解するのかということである。北東アジアは、中国や台湾、モンゴル、ロシア極東地域なども含めて考える必要がある。一带一路のなかでは5つの経済回廊整備の計画があるが、特に重要なのが中国・モンゴル・ロシアの経済回廊である。中国は、すでにロシアやモンゴルなども含めた形で北東アジアを考えている。これらの地域における開発需要は今後増大していくだろう。ロシア（モスクワ方面及び極東方面）やモンゴルなどにおける鉄道インフラは老朽化しており新設が計画されているが、特に東北地域へのインフラ投資は重要となるだろう。この東北地域に対する鉄道建設計画（長春・ハルビンからモンゴル方面）に関しては、北朝鮮も関心を示しており、この地域には潜在力がある。中国・モンゴル・ロシアの経済回廊構想に北朝鮮が参加した場合、韓国も参加する可能性が高くなり、その場合が日本も参加する可能性があるのではないか。

・北朝鮮は一带一路に興味を示しているが、5月に行われた一带一路フォーラムに政府高官を送ることはしなかった。これには、AIIBが関係していると考えられる。中国は北朝鮮に対してAIIBへの早期参加及び創設メンバー入りを求めてきたが、北朝鮮からの反応は良好ではなかったのである。北朝鮮にとっては、一带一路やAIIBがどのような意義があるのか、具体的にわからないということのようである。加えて、北朝鮮は経済規模が小さいため、経済的な主権を保てないということを危惧している。これらの結果によって、北朝鮮は中国側の要請を受け入れなかったということである。

・AIIBに関して言えば、北朝鮮など周辺国は大きな関心を持っているが、実際に一带一路構想に参加していない。一带一路は中国が西方に進出していくためのスローガンのようになっており、北京から東や北の地域はあまりかえりみられていないことも影響しているのであろう。日本の場合も類似した面があり、日本の最近の経済的進出や政治的連携の方向は東南アジアやインド方面へ向いているものの、北東アジア地域へはあまり向いていない。したがって、一带一路とは別に北東地域で協力関係を促進する枠組みがないと、日中関係の進展につながらないのではないかと。

●その他特記事項：

中国における主要シンクタンクである中国社会科学院亚太与全球战略研究院のアジア担当の研究員と、北東アジア情勢、一带一路戦略および日中関係全般について協議ができたことは、この地域に関する中国側の動向などを知るうえで貴重な会合となった。また、本件を通じて、中国社会科学院亚太与全球战略研究院との研究交流の関係強化がなされたことも重要であった。

●非公開

(2) 調査出張(国内／海外への調査出張。案件毎に以下の項目を要記載。)

以下のとおり、全7回の調査出張を実施した。

【第1回調査出張】

●日程、出張先国名／都市名：2017年6月9～11日、中国／青島

●訪問先：中国海洋大学日本研究センター

●主な調査・情報収集対象(公開できる範囲で)：特に海洋における東北アジアの安全保障に関して、中国および中国を訪問していた韓国の有識者を対象に協議を行った。

●主な協議相手とテーマ：

主な協議相手、修斌(XIU Bin)中国海洋大学日本研究センター主任、曹文振(CAO Wenzhen)中国海洋大学国際問題研究所所長、廉徳瑰(LIAN Degui)上海外国語大学日本文化経済学院教授、LEE Seo-Hang 韓国海洋戦略研究所所長、等

テーマ、海洋を中心にした東北アジアの安全保障

●内容／成果の概要(公開できる範囲で)：「海洋を中心にした東北アジア安全保障」をテーマに、中国および韓国の海洋専門家と意見交換を行った。中国側からは、中国の「一帯一路戦略」は、現在はASEAN以西や南シナ海を主要範囲としているが、将来的に中国東北部、ロシア、朝鮮半島など東北アジア地域へも焦点が当てられる可能性があることなどが報告されるとともに、一帯一路戦略には不明瞭なことが多く、その点を民間レベルのトラック2チャンネルにて協議する必要があることなどが指摘された。

●その他特記事項：中国における海洋分野の専門機関である中国海洋大学、また訪中していた韓国海洋戦略研究所の複数の研究者と、北東アジアの海洋を中心にした安全保障に関して協議できたことは、海洋における中国、韓国側の動向を把握するうえで極めて重要な知見を得ることにつながった。また、本件を通じて、中国海洋大学や韓国海洋戦略研究所との研究交流における関係強化がなされたことも重要であった。

【第2回調査出張】

●日程、出張先国名／都市名：2017年8月7～11日、オランダ／ハーグ

●訪問先：オランダライデン大学アジアセンター

●主な調査・情報収集対象(公開できる範囲で)：欧州(オランダ)の海洋問題に関する国際法専門家などを対象に、欧州が南シナ海問題をどのようにとらえているかなどを協議するとともに、欧州の海洋問題解決の事例などを調査した。

●主な協議相手とテーマ：

主な協議相手、Lily Sprangers ライデン大学アジアセンター所長、Lindsay Black、Ed Fetingum ライデン大学研究員、等

テーマ、「日本から見た南シナ海問題」、「南シナ海問題の批判的検討」など

●内容／成果の概要(公開できる範囲で)：「日本から見た南シナ海問題」、「南シナ海問題の批判的検討」をテーマに、欧州の海洋に関する国際法専門家と意見交換を行った。その中で、欧州側からは次のような報告がなされた。国際法が遵守されるためには相応の条件が必要であり、具体的には、大国が法に敬意を払わない限り国際法が実行されることはない。しかし逆に言えば、大国が自身で作成した規範が形成され、それが広まってくると、むしろ規範が大国を支える基盤を形成するという相乗効果が生まれるということであり、中国は現在、このような「規範形成」の外側にいるという意識が存在しているため、強制という方法によってしか、自国の利益を達成することができていない。時間が経つにつれて中国自身が形成した norm(規範)が拡大するようになると、強制に拠らない自発的方法による中国中心の世界秩序を形成するようになってくる。そのときに、南シナ海も含めた周辺国の対応も異なってくるようになるだろう。

●その他特記事項：欧州における主要な海洋に関する国際法の専門家と協議を行うことで、欧州における海洋問題の事例や、欧州側からみたアジアの海洋問題の認識について、重要な知見を得ることができた。また、このように現地で協議をすることで、日本の立場やアジアの現状などを欧州に伝えることにおいて一定の成果を得ることができた。ほかに、本件を通じて、ライデン大学アジアセンターとの研究交流における関係強化がなされたことも重要であった。

【第3回調査出張】

●日程、出張先国名／都市名：2017年8月30～9月3日、タイ／バンコク、ベトナム／ハノイ

●訪問先：ベトナム社会科学院、ベトナム外交学院など

●主な調査・情報収集対象(公開できる範囲で)：ASEANにおける海洋問題の専門家などを対象に、ASEANが南シナ海問題をどのようにとらえているのか、また海洋問題によってASEANの現状がどのようなになっているのか、などについて協議を行った。

●主な協議相手とテーマ：

主な協議相手、Renato De Castro フィリピン・デラサール大学教授、Yandri Kasim インドネシア大学教授、等

テーマ、「ASEANの中心性は保てるのか」「中国の南シナ海進出」など

●内容／成果の概要(公開できる範囲で)：「ASEANの中心性は保てるのか」、「中国の南シナ海進出」をテーマに、ASEANの海洋問題や国際政治の専門家と意見交換を行った。ASEAN側の一部からは、中国の南シナ海進出の現状について、中国が8月6日のASEAN外相会議で南シナ海の紛争を防ぐ「行動規範」の枠組みを合意したことなどを挙げ、南シナ海の状況は改善に向かっており、中国とASEANやベトナムの関係も良好であるとする見方が示された。他方、中国が行動規範の枠組みに合意したのは、中国による南シナ海での軍事拠点化が既に相当進んでいて完成の目途が立ったためであって、中国側の自信の裏返しではないかとの見解も示された。また、中国の南シナ海進出は、「失地回復」、既存の国際秩序への挑戦と新しい国際秩序の模索、航行の自由の妨害と中国の勢力圏の形成、東南アジア諸国間の分断など、中国の外交戦略の一環であると同時に、中国国内で深刻な問題を抱えるなかで、社会的な圧力の「はけ口」を提供している面もあり、中国はいかなる手段を使っても望むものは手に入れるという発想であり、南シナ海はその典型例であることなども指摘された。さらに、中国の究極の目的は、米国を地域から追い出すこと、ASEAN地域を中国に服従させること、原子力潜水艦のルートを確保することなどであり、中国に対抗するためには、何としてもこの地域での戦略バランスを維持することが不可欠であり、東南アジア諸国の軍事力を含む能力の向上と相互の情報共有が大切であること、そして新しい装備だけでなく、それを使いこなすための訓練のほか、中国による規範への挑戦に対して声を上げ続けていくことが重要であることが指摘された。その中で、中国に対抗しうる存在として、日本により大きな役割を求める意見や、日本のODAによる海洋安全保障の面での技術協力、軍や海上警察の能力強化支援、情報共有をいっそう期待する声がよせられた。

●その他特記事項：ASEANの有識者と中国の南シナ海への進出、またそれに関連した海洋安全保障や国際法遵守のための取り組みなど、幅広く意見交換を行うことで、本事業を進めるうえで極めて重要な知見を得ることができた。ほかに、本件を通じて、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナムの有識者および研究機関との研究交流における関係強化がなされたことも重要であった。

【第4回調査出張】

●日程、出張先国名／都市名：2017年11月5～8日、中国／南京、上海

●訪問先：南京大学中国南海研究協同创新中心、上海社会科学院美国問題研究所など

●主な調査・情報収集対象(公開できる範囲で)：中国における海洋分野の専門家、アジアの地域専門家、米国の地域専門家、海洋法を中心にした国際法専門家などを対象に、アジア太平洋地域の海洋秩序および日中関係などに関する協議を行った。

●主な協議相手とテーマ：

主な協議相手、朱鋒（ZHU Feng）南京大学中国南海研究協同創新中心執行主任兼国際関係研究院教授、楊光海・人民解放軍国際関係学院国際戦略学部教授、馬博・南京大学中国南海研究協同創新中心海洋法与南海研究項目主任、胡華・上海美国問題研究所常務所長、包霞琴（BAO Xiaqin）復旦大学国際関係与公共事務学院教授、金永明（JIN Yongming）上海社会科学院中国海洋戦略研究センター主任、等

テーマ、「アジア太平洋と日中関係」「日中海洋戦略の比較研究」など

●内容／成果の概要（公開できる範囲で）：「アジア太平洋と日中関係」「日中海洋戦略の比較研究」などをテーマに、中国を代表する海洋、アジア地域、国際法などの分野の研究者と意見交換を行った。中国側からの主な報告は次のとおりである。南シナ海について、中国が全てを欲していると一部で言われているがそれは事実誤認であり、中国が要求しているのは、島、岩とその近隣水域の3つであって、もはや「9段線」に言及もしていない。南シナ海問題は、法的解決でなく外交的解決を目指すべきであり、生産的になるべきである。トランプ大統領が11月に訪日した際、「開かれたインド太平洋地域の協力」と中国の「一帯一路」政策に関わる演説を行っているが、トランプ大統領は、アジア太平洋と言わず、インド太平洋といった最初の米大統領である。中国は、この発言に完全に反対するものではないが、米日豪印が、南シナ海で陣営を組むことは非生産的であると認識しており、海上安保についての日中間での認識の共有が必要である。

●その他特記事項：中国を代表する海洋、アジア地域、国際法などの分野の研究者たちと、アジア太平洋地域の海洋秩序および日中関係などに関する率直な協議が行うことで、本事業を進めるうえで大変重要な知見を得ることができた。ほかに、本件を通じて中国の有識者および主要な研究機関との研究交流における関係強化がなされたことも重要であった。

【第5回調査出張】

●日程、出張先国名／都市名：2017年12月21～24日、中国／香港

●訪問先：香港城市大学、日本貿易振興機構香港事務所など

●主な調査・情報収集対象（公開できる範囲で）：主に二点。第一に、中国の一帯一路戦略との関連で香港は中国経済からどのような影響を受けているか。第二に、中国の政治体制との関係で、香港返還から20年経ち、中央北京からの統制はどの程度厳しくなっているかについて。

●主な協議相手とテーマ：陳寛宣香港城市大学教授と中央地方ガバナンスについて、林大偉前香港中文大学助理教授と一帯一路構想に関して、伊藤亮一日本貿易振興機構香港事務所長と香港経済の現状について、など

●内容／成果の概要（公開できる範囲で）：香港経済は、今や大陸経済からの影響をもろに受けており、そもそも純粋市場原理に基づいても、外国企業が参入できるような状況にはない。不動産バブル、投資バブル双方の観点から、不動産価格や商品価格が上昇し、賃貸借で事務所を継続できる企業が減少している。そのため、多くの外国企業はすでに香港から退散してしまった。日系企業も駐在事務所を構えるというよりは、短期出張の範囲でモノを香港まで売りに来て、数日したら帰国するパターンが過去数年に顕著となった。バブルが起こる以前から不動産を購入していた企業・大使館等は現在でも居続けているが、賃貸借を続けた場合はその家賃がかなり負担となっているのが現状である。

また、中央からの統制は、言うまでもなく厳しくなっていくばかりである。腐敗防止運動は中国全土に拡大しているが、それが透明性・公平性の神道と言うよりは、現政権の権力誇示に使われているきらいがある。しかし、この現状は、習近平の権力が磐石になるにつれていっそう高まっていく傾向にある。ただ、一方で香港が中国国内で一種の「治外法権」を有しているのも事実であり、短期滞在中であっても、多くの海外企業が中国への玄関としている状況は変わっていない。

●その他特記事項：中国は華南地域に行くほど自由さが増すが、その傾向が依然として変わらないため、香港を訪れることが中国経済の実態をつかむのに非常に簡便な手段であるという実情は変わらない。中国本土も大事だが、情報収集という点では、香港と、そして台湾の重要性を痛感した。

【第6回調査出張】

- 日程、出張先国名／都市名：2018年1月12～15日、カンボジア／プノンペン
- 訪問先：カンボジア外務省、カンボジア平和研究所（CICP）、プノンペン王立大学など
- 主な調査・情報収集対象（公開できる範囲で）：カンボジアの外務省員、有識者などを対象に、カンボジアと中国との関係、ASEANにおけるカンボジアなどに関する聞き取り調査などを行った。
- 主な協議相手とテーマ：
主な協議相手、Neak Chandarith プノンペン王立大学 21 世紀海洋シルクロード調査研究所所長、Savachana Pou カンボジア平和研究所研究員、等
テーマ、「カンボジア - 中国関係」「ASEAN におけるカンボジア」など
- 内容／成果の概要（公開できる範囲で）：「カンボジア - 中国関係」、「ASEAN におけるカンボジア」などをテーマに、カンボジアで外交に携わる実務者や研究者より聴取した。これらの聴取によって、カンボジアにおいて、一帯一路構想を始めとする中国のインフラ整備がかなりの程度浸透しており、カンボジア側からは日本の ODA への宣伝も行われているが、中国からの経済協力の規模が圧倒的に大きく、よってカンボジアは中国との対峙を避けるとともに、できるだけ南シナ海問題について関わりたくないという意識が強いことが見受けられた。また、カンボジアと ASEAN との関係においても、カンボジアにとって ASEAN Centrality というのは、むしろ信用ならない「異物」であるという認識がされていることも見受けられた。そして、中国へのバンドワゴンしつつ、意図的に他の ASEAN 諸国とは距離を取り、しかし他方でいつでも ASEAN メンバーとして自らを主張できるヘッジを維持するという戦略をとっていることが見受けられた。
- その他特記事項：カンボジアの外交政策にかかわる実務者、研究者よりと率直に協議をおこない、南シナ海問題でどちらかという他の ASEAN 諸国と距離をとるカンボジアの本音を聴きとることができ、極めて重要な調査出張となった。この点は、現地を実際に訪ね、また主要な実務者や研究者とのコンタクトがなければ決して得ることができない成果であり、これまでの当方の ASEAN における研究活動実勢が、如何に各国で評価されているのかの現れでもある。また今回の調査研究を通じて、カンボジアの有識者および主要な研究機関との研究交流における関係強化が、更に拡大されたことも大きな成果である。

【第7回調査出張】

- 日程、出張先国名／都市名：2018年1月24～31日、イタリア／ベネチア・サンレモ、フランス／ニース
- 訪問先：ベネチア海軍基地、国際人道法研究所、ニース大学国際平和開発法研究所、など
- 主な調査：地中海の海洋ガバナンス、海洋も含めた国際紛争
- 主な協議相手とテーマ：Farel Vallentino 海軍大佐・ベネチア海軍基地、Gilles Castel 国際人道法研究所教官（国際人道法研究所では、Military Department の Deputy Director）、など。意見交換は、地中海の海洋ガバナンス、そして国際人道法研究所や国際平和開発法研究所における参加者の動向について
- 内容／成果の概要（公開できる範囲で）：最も有益だったのは、サンレモを訪れた際の国際人道法研究所。この研究所は、伊藤剛主査が外部講師をしている航空自衛隊幹部学校で知った。国際人道法研究所には例年陸海空三部隊から1名ずつの法務官を派遣し、Foundation Course やその他のコースを受けさせている。全体像を記述すると、軍事部門だけで毎年600人程度、80カ国からの受講者。一週間の受講料は一人1000ユーロ。うち、中国からの参加者は20～25人に対し、日本からは数名程度。受講内容は、日本からの参加者は Foundation Course（ジェノヴァ条約、ハーグ条約の内容を基本とする）とともに、専門的内容を受講する者もいると聞いた。
ベネチア訪問は、地中海ガバナンスについて、日常的なパトロールのルーティーン内容（各国による担当領域、情報伝達の義務等）について話をうかがった。現時点で海洋ガバナンスを震撼させるよ

うなことは起こっていないので、予防措置の有効性と意義についての話が多い印象を受けた。内容的には、既習のことが多い。

●その他特記事項：陸戦・海戦についてはそこそこだが、空からの攻撃や戦闘については各国で解釈がバラバラなことが多く、IIHLとしても明確なことが言えない状態とのこと。また、この国際人道法研究所で履修する中国人民解放軍兵士の多さから、将来的に戦争法・人道法の解釈が変容する可能性もありという危機感が生じた。事実、人民解放軍兵士には、中国語で人道法を教えている。

まったくの印象論だが、ベネチアの街を歩いていて、ここは中国の海南島に似ていると思った。海南島は21世紀の初頭に「中国のハワイ」と言われて、多くの環境客で賑わった。しかし、数年経つと観光資源としての魅力は薄れて訪問客も少なくなっていた。どうやら、観光戦略の醍醐味はリピーターをどうやって確保できるかどうかだろう。海洋史博物館も、中世から近代までの船舶の展示のみならず、それに説明を付けてほしい。

(3)海外シンクタンクとの連携(海外シンクタンクや調査研究機関と協力した非公開のセミナーやワークショップ等。セミナーやワークショップの形式ではない連携については自由記述。案件毎に以下の項目を要記載。)

以下のとおり、全4回の海外シンクタンクとの連携(セミナーなど)を実施した。

【「国際セミナー：アジアの海洋秩序をめぐる日中関係のあり方」の主催】

次の国際セミナーを東京で主催した。

●日程、場所：2017年7月3日13時30分～20時、日本国際フォーラム会議室

●相手シンクタンク名：シンクタンク鍵叢(中国)

●テーマ：「アジアの海洋秩序をめぐる日中関係のあり方」を全体テーマに、「アジアの海洋秩序の現状と課題」、「日中関係の安定化と信頼醸成に向けて」の2つのセッションで議論を行った。プログラムについては次のとおり。

国際セミナー：アジアの海洋秩序をめぐる日中関係のあり方

2017年7月3日
日本国際フォーラム「会議室」、東京、日本

共催
日本国際フォーラム
シンクタンク懇談

2017年7月3日(月)

日本国際フォーラム「会議室」

議長	
	伊藤 剛 (ITO Go) 日本国際フォーラム上席研究員/明治大学教授
開幕挨拶	
13:30-13:40	
挨拶 (10分)	日本国際フォーラム
セッション1	
13:40-15:40	
アジアの海洋秩序の現状と課題	
報告A (15分)	山田 吉彦 (YAMADA Yoshihiko) 東海大学教授
報告B (15分)	朱 鋒 (ZHU Feng) 南京大学中国南海研究協同創新センター執行主任
報告C (15分)	都留 康子 (TSURU Yasuko) 上智大学教授
報告D (15分)	畠山 京子 (HATAKEYAMA Kyoko) 関西外国語大学准教授
報告E (15分)	鶴田 順 (TSURUTA Jun) 明治学院大学准教授
自由討議 (40分)	出席者全員
15:40 - 15:50	
休憩	

セッション2	
15:50-17:30	
日中関係の安定化と信頼醸成に向けて	
報告A (15分)	王 健 (WANG Jian) 中国社会科学院近代史研究所研究員
報告B (15分)	渡辺 紫乃 (WATANABE Shino) 上智大学教授
報告C (15分)	杜 進 (TO Shin) 拓殖大学教授
報告D (15分)	蘇 少卿 (SU Tony) シンクタンク懇談 創始人&CEO
自由討議 (40分)	出席者全員
閉幕挨拶	
17:30-17:40	
挨拶 (10分)	伊藤 剛 (ITO Go) 日本国際フォーラム上席研究員/明治大学教授

※日本語・中国語逐語通訳付き

ワーキングディナー	
18:00-20:00	

●参加者・参加人数：参加者は、上記プログラムに記載のパネリストの他、外務省関係者や海洋問題の専門家など約 25 名。

●議論／研究内容の概要(公開できる範囲で)：

上記のプログラムにおける主な報告および自由討議の概要はつぎのとおり。

[セッション1]

(イ) 山田 吉彦 東海大学教授

現在、南シナ海を通過しなければならない日本との貿易が約 20 兆円にのぼることに加えて、中東等からのエネルギー輸入の観点から考えても、南シナ海は日本にとって重要な海域である。また、一帯一路政策において中国が北極海航路など海洋に出る場合、日本を通過する必要があることなどを考え

ると、南（マラッカ海峡）北（北極海航路）に渡る海洋航路の安全等において両国間は協力関係を強化する必要がある。このような状況において、現在各国の海上警備機関が連携してアジアの海洋安全を保護する動きが強くなっている。これは偶発的な軍事衝突を避ける意味もある。海上警備機関の連携強化を優先的に模索することは、国際法に基づいた紛争の生じえない関係構築のうえで有効である。

（ロ）朱 鋒 南京大学中国南海研究協同創新センター執行主任

マラッカ海峡は、石油輸入などの面から中国にとって10年前から重要になっている。マラッカ海峡が中国の経済活動において重要であるため、マラッカ海峡を使わない方策も話し合われているが、代わりとなるものはない。現在、中国経済にとって脅威の8割は海賊であり、他国による脅威はほんの2%に過ぎない。貿易や経済活動の面から考えると、日本や中国のような貿易国家にとって海洋の脅威が現在最も戦略的な脅威である。米国・日本と中国との関係が冷戦のような関係にならない限り、軍事的な脅威にはなり得ない。

21世紀の時代、19世紀のような海洋軍事大国は出現してこない。中国は海洋大国を目指しているが、これは海洋軍事大国を意味していない。もし中国が海洋軍事大国を目指したならば、米国や日本、その他のアジア諸国を敵に回すことになる。中国による侵略行為を不安視する声もあるが、現在は貿易など経済活動によって資源輸入が可能のため、軍事行為によって資源を獲得する必要はない。しかし、どのように安全で信頼できる海洋戦略を構築するかは、現在中国も模索段階である。中国が海洋大国になるうえで、周囲の国との協力関係を構築することが重要となる。環境保護や資源保護なども協力関係に含まれるが、中国の海洋大国になる目標は日本に頼らなければならないものだと考えられる。

（ハ）都留 康子 上智大学教授

日中両国とも互いの海洋政策を理解していない可能性がある。日本の目指す海洋政策は、2007年の海洋基本法が基本となっている。それを具体化したものが、海洋基本計画であり、これまで2回にわたり策定されている。この海洋基本計画において、「海に守られる国」から「海を守る国」になる必要性が記されている。具体的には、安全で効率的かつ安定的な海上輸送ルートを確保することや、海洋を法の支配の貫徹する世界人類の公共財（グローバルコモンズ）として保ち続けることであり、意味するところは、中国や韓国など近隣諸国との関係での領土保全に加えて、環境保全や資源管理などということである。

海洋基本法制定後、海洋政策本部を設立し、省庁縦割り型の海洋政策作成を変えることであったが、現状できていない。元来日本は漁業を中心として国益を考えていたが、東シナ海等で資源を開発する場合は経済産業省が担当するなど、分野によって省庁各々の管轄が異なるなど横の連絡が十分ではなかった。縦割り行政、横の連携不足の間に、中国の海洋進出に歯止めがきかなくなった。総合海洋政策本部を設立することで弊害を解消しようとしたが、現状は実効的な海洋政策を作成できる段階にないと考えられる。つまり、まだ日本として海を中心とした一体的な政策が考えられてはいないのが現状である。

（ニ）畠山 京子 関西外国語大学准教授

アジアの不安定化が続いているなか、日本の海上保安庁の役割が拡大している。海保は、航行の安全に大きな役割を果たすと同時に、ベトナムやフィリピン等への能力構築支援も実施するなど安全保障分野へも進出している。海保の役割拡大の背景として、これまで中国の台頭などアジアのパワーバランスの変化が注目されてきたが、相互依存の深化により規範や法の支配の重要性が増した結果、海保の活用が増えた点を見過ごすことができない。つまり、貿易の拡大やARF等の制度深化の結果、ルールを逸脱するコストや戦争のコストが高くなったため、自国の利益追求のため自衛隊ではなく、海保の活用が増えてきたと考えられる。

しかも、近年では領有権紛争が南シナ海の緊張を高めるなど問題が複雑化している。その結果、安全確保を目的とした海保の活動が安全保障へと繋がっている。したがって、海賊対策がメインであった海保の活動は、近年ソフト面において対話的行為を通じた人材育成支援など能力構築支援が増えて

きた。このソフト面を補完する形でハードサポート（巡視艇供与・装備品支援）が行われている。

結論として、制度やレジームの深化が、規範や法の支配、正統性の重要性へと繋がった。このようななか、軍事的対立を避けながら自国の利益を追求するうえで、安く、正統性が高く、他国に懸念を与えない海保の活用がなされてきた。日本による支援の目的は、対話的行為を通じて、ASEAN 諸国の法執行能力の向上や、国際規範の発信とリマインドを図ることである。これにより日本のフォロワーをつくり、法の支配の強化を図ることで、中国の抑止や地域の安定、現状維持へと繋がりたいと思っているのだろう。

（ホ）鶴田 順 明治学院大学准教授

国家間関係における法の支配は、国家主権の絶対性を否定し、力の支配と対置されることが多い。現在、南シナ海等において国家間の紛争・対立が頻発しているが、アジアの海が開かれ・安定したものとなるうえで、力の支配に対置するものとして法の支配が重要視されてきた。国際法の観点から、まずは現在の国際海洋法・国連海洋法条約を踏まえて、法的に何が許されて、何が許されないのかに関して、関係各国で検証及び整理する必要がある。その結果として、現在の国際海洋法・国連海洋法条約の曖昧さや不足している点など、さまざまな課題が明らかになる。

まず、現在の国際海洋法・国連海洋法条約が曖昧である場合、関係各国間の解釈の違いや対応の違いが生じる可能性が高い。解釈の違いの解消が容易でない場合、解釈の違いを明確化し、具体的事案で生じうる衝突を事前に想定することで衝突を防止し、対立や衝突を緩和できるように備えることが必要である。つまり、違いを適切に管理し、危機的状況で実効性のある危機管理メカニズムを構築する必要がある。

次に、現在の国際海洋法・国連海洋法条約に不足がある場合、新たな国際法規範の必要性についての主張や現在の国際法規範に対する変更要求の妥当性が問題となる。変更要求に対する各国の受容や新たな制度の成立は、変更要求の妥当性やタイミング、要求国の国際社会における影響力、関係各国間での利益認識の一致など、複合的な要素に関わる。変更要求が現状と比べて「より良い」秩序構想につながるか否かが重要となる。

中国の主張するアジアの海における法の支配の「法」が如何なる内容であるのか、南シナ海仲裁裁判所判断を経ても依然として曖昧なままである。現在の海洋法を意味するのか、あるいは中国が描く新たな秩序構想に対応した新たな海洋法であるのか曖昧なままである。

（ヘ）自由討議

- ・中国の海洋進出がアジアの不安定化をもたらしたと言われる一方、日本が積極的に日米同盟のコストを負担しようとしている。つまり積極的にコストをシェアし、アメリカを引き込んでいるように思える。その観点から見ると、中国は秩序の挑戦者として見えるのだと考えられる。

- ・日本と中国の間において、パワーの差はかなりある。したがって、日本の観点から言えば、相互依存を深化させながらウインウインの関係を築きたい。しかし、日米同盟がこれまで大切にしてきた規範や秩序などが、中国の台頭により失われる恐れがあるため、日米同盟のコスト負担が生じてきた。

- ・国際的なルールは曖昧な部分もあり、ルール変更の要求は今後も出現する。したがって、日米という規定の枠組みで考えることを前提とせず、中国を含めて新しい対話によってルールを決めることが重要となる。

- ・中国は3カイリ等に関して、国際法として成立している以上受け入れている。国連海洋法条約は曖昧であり、仲裁裁判所判決も含めて受け入れられない。

- ・伝統的な海洋法が欧米色の強いものであったため、1982年の国連海洋法条約は途上国の意見も反映された内容となった。したがって、現在の条約が欧米によってつくられたものという主張は正確ではない。

- ・国連海洋法条約は、根本的な意味で改善されていない。条約を利用する場合、国家によって解釈が異なるのは当然である。沖ノ鳥島の問題など、日本と中国やアジア諸国で解釈は異なる。日本の方が条約利用に優れているのは確かだが、日本が海洋法の代表として、その立場を中国に受け入れさせようとしているのは受け入れられない。

[セッション 2]

(イ) 王 鍵 中国社会科学院近代史研究所研究員

中国社会科学院研究所における複数の研究者による見解として、日本の未来の海洋政策として、東南アジアにおいて軍事的行動を起こす可能性があることが指摘されている。これは中国側の不安を示したものである。しかし、今後の日中間においては、対立点よりも協力点の方が増すと考えられる。2017年5月に行われた複数の日中間の対話において、その点は確認されている。習主席と二階幹事長との対話において、日中両国が一带一路の枠で協力する必要性に関して触れたことは、今後の日中関係を見るうえで重要である。また、楊国务委員と安倍総理との対談において、日中が重要なパートナーである点も再度確認されている。これらの対話を通じて明らかなことは、中国側は日本との関係改善に積極的であることである。今後の日中関係の試金石となるのは、一带一路に日本がどの程度協力するのかだと考えられる。一带一路のような政策は始めたばかりであり、まだまだノウハウがない。一带一路に日本が協力的であれば、日中間の関係改善の大きなチャンスとなり、周辺諸国に対しても重要な影響を及ぼすであろう。加えて、中国企業による日本への進出及び投資が大きく増えることも考えられる。

(ロ) 渡辺 紫乃 上智大学教授

第2次安倍政権の成立直後2年間は、日中間においてトップレベルでの対話はなかったが、2014年11月以降増えてきた。しかし、まだシャトル外交などは行われておらず、相互訪問が実現した場合、日中関係改善の階段はさらに上がると考えられる。しかし、難しいのは両国の世論の動向である。世論において最も大きな心配事は領土問題、海洋資源を巡る対立、政府間の信頼性の欠如、歴史認識・教育の順であり、この序列は日中で共通している。またビジネス界での投資先としての中国に対する評価は2013年以降下がっており、中国はもはや最も有望な投資先とはみられていない。つまり、政府間での両国の対話が増えている一方、世論や民間レベルのマインドは一致していない。一般に党大会前の日中関係は安定していると言われる。しかし、第19回党大会後に新指導部結成され、習主席の権力基盤が強化された場合、日中関係の改善にプラスとなるのかは争点となる。また、新指導部において対日政策を動かすキーパーソンが誰になるのかも争点となる。日中関係改善の不確定要因の2つ目として、北朝鮮の核開発、ミサイル発射問題の今後の動向である。北朝鮮のミサイル発射は、日本の安全保障に大きな影響を与えているため、中国がどのような役割を果たすのか日本は注視している。日中関係改善の不確定要因の3つ目は米中関係である。「米中関係の悪化が日本にとって得となり、良好な米中関係が日本にとって損となる」という考えは誤りであり、米中関係の安定化は日中関係にプラスに働く。

(ハ) 杜 進 拓殖大学教授

近年、日本の対中国投資額が急激に下がっている。中国の主要商品輸入先において、日本はこれまで最大であったが、近年は日本からの輸入が減っている。この傾向は「政冷経熱」から「政冷経冷」へと繋がる可能性もあるが、より懸念すべきことは日中間の相互依存関係が悪化し、相手の経済的成功を自国の損失とする考えが生じることである。では今後の日本の経済外交政策に変化の兆しがあるのか。現在の日本の経済外交政策を見る限り、大きな変更はない可能性がある。しかし、経済界が一带一路を大きなビジネスチャンスと捉えた場合、政策変更は生じ得る。

日中間の信頼醸成を促進するうえで、まず第1に、経済外交政策において自国の利益だけでなく、包容性を持つ必要がある。特に民間経済活動がどうなるのか、今後新たなルール作りを日中間で考えていく必要がある。第2は、対米経済交渉に関するものであり、日中両国ともこの部分において置かれた状況が似ていることである。保護主義を排し、貿易の開放を保つために日中間で協力できる部分は多い。第3は、RCEP等をどのように推進していくかである。全体として見れば、良い方向性が出てきている一方、大きな転機が生じているとは考えにくい。

(ニ) 自由討議

・馬英九時代、中台関係は良好であり、日台関係も悪くなかった。しかし蔡英文総統になって、中台関係は悪化している。日中関係は、中台関係の良し悪しも影響すると考えられる。また、今後の日中

関係において楽観的な見方を持っているが、日中両国とも様々な問題を抱えるなか、相互信頼の問題を解決することが最も重要である。

- ・ 一帯一路に関して言えば、陸上での投資案件に日本のメリットとなるものはない。しかし、海洋航路に関しては相互に大きなメリットがある。したがって、安全保障問題と切り離すことができるならば、港湾整備など日中で競争するより協力できる面はあるであろうし、日中間で共通項を探していく段階に入ったと考えられる。また、中国とこれ以上関係悪化した場合、北朝鮮問題がエスカレートすることも考えられる。

- ・ 経済関係を重視して日中関係を改善することは可能である。しかし、一帯一路を安全保障と完全に切り離して考えることは困難であり、一帯一路によって関係改善が可能となるかは早計であろう。なぜならば一帯一路は秩序形成であり、中国の考える秩序と日本の考える秩序が異なった場合、問題が生じる可能性がある。

- ・ 一帯一路に日本がすぐに参加できないのは、日中間の時間に対する考え方の違いがある。中国は長期的な大きなビジョンを打ち出し、可能な部分から実行していく傾向にある。日本は短中期的なビジョンのもと、詳細を詰めるやり方を好む。政策実行面において、こうした考え方の違いは大きいと考えられる。

- ・ これからの5～10年間は、いかに日中関係が悪化しないようにするのが重要である。70年代・80年代、日本は中国に対して大きな影響力があった。しかし近年、その影響力が減少している点は日本外交における失敗だと考えられる。現在の日中関係において最も大きな課題は、改善ではなく安定させることである。安定化のために安全保障と経済とを分けて考えることが重要である。また民間交流も重要であり、民間交流を継続することも不可欠である。

●その他特記事項：中国の著名な研究者たちと「アジアの海洋秩序の現状と課題」、「日中関係の安定化と信頼醸成に向けて」について率直な協議を長時間にわたり行うことができ、有益な知見を得ることができた。また、中国側研究機関との新たな研究交流のネットワークをきづくことができた。ほかに、本セミナーの内容は、当方ホームページなどでも公開するなど、その成果を広く公表することができたことも大きな成果である。

【「南シナ海紛争ワークショップ」開催の協力】

次のワークショップを主催者であるオランダライデン大学ライデンアジアセンターに協力して開催した。

- 日程、場所：2017年8月8日14時～18時、オランダライデン大学ハーグ校「講堂」

- 相手シンクタンク名：オランダライデン大学ライデンアジアセンター

- テーマ：南シナ海紛争

- 参加者・参加人数：日本側より伊藤剛主査など、欧州側より Lily Sprangers ライデン大学アジアセンター所長、Lindsay Black、Ed Fetingum ライデン大学研究員、など約30名。

- 議論／研究内容の概要(公開できる範囲で)：日本側の伊藤剛主査、欧州側の Lily Sprangers ライデン大学アジアセンター所長、などのほか、現地の研究者や政府関係者など総勢30名と討論を行った。欧州側の参加者より、「中国は、共産主義の党国体制を継続するために対日脅威と戦争責任を強調し続けなければならない、それが東シナ海における日中協調を妨げている。南シナ海問題も、中国自身が持つ『被害者意識』から九段線を自国の管轄権として主張し、近年はそれに軍事的強制が絡んでいるため、簡単に東シナ海・南シナ海の海洋問題を解決することは困難になる一方である」、「現状では、中国の行っている南シナ海の埋め立てと軍事化とに自発的に順応しようとする国家は存在しない。しかし、他方で中国がバラマキではあるが、AIIBや一帯一路構想を通じて周辺国に供与している便益が次第に大きくなっていけば、中国中心の国際秩序が形成される可能性も存在している」、「欧州では、現在の日本は、日米同盟の重要性をクローズアップし、アジアにおける多国間枠組みを軽視しているのではないかと、日本は東シナ海および南シナ海における中国の行動を理由にして、国内の安全保障法整

備や憲法改正を行おうとしているのではないかと、との論調もある。この点、日本が国際社会でより宣伝を強める必要あるだろう」などの発言があった。

●その他特記事項：オランダのハーグにおいて、現地の第一線の研究者たちと南シナ海紛争を中心に、中国の海洋進出などについて協議ができたことは、事業に進展において極めて有益な知見を得ることにつながった。また、同分野における日本の声を、欧州の有識者に広めることにおいても大いに成果があった。ほかに、当方が国外で現地の機関などと協力してワークショップを開催することができたことは、シンクタンクとしての能力向上にもつながった。なお同ワークショップの案内は、同大学のホームページでも掲載された。

別添2：オランダライデン大学ライデンアジアセンターホームページ

【「国際海洋ワークショップ：ASEANの中心性は保てるのか」の共催】

次のワークショップを、明治大学国際政策研究所と共催にて、タイ・バンコクにて開催した。

●日程、場所：2017年8月31日13時30分～17時、明治大学ASEANセンター

●相手シンクタンク名：ASEAN大学連合、明治大学国際政策研究所

●テーマ：ASEANの中心性は保てるのかを全体テーマに、「PCA判決以後の南シナ海」、「南シナ海における中国とASEAN」の2つのセッションで議論を行った。プログラムについては次のとおり。

< Program >

13:30: Open

14:00 - 17:00: Workshop

14:00-14:10: Opening Remarks: Go Ito, Meiji University (Japan)

14:10-15:10: The South China Sea for the Past Year since the PCA Award

-Renato De Castro, De La Salle University (the Philippines)

-Koichi Sato, Oberlin University (Japan)

15:10-16:10: China and the ASEAN on the South China Sea

-Yandri Kasim, University of Indonesia (Indonesia)

-Shino Watanabe, Sophia University (Japan)

16:15-17:00: Discussion

17:00: Closing

●参加者・参加人数：上記プログラムに登場するパネリストなど約12名。

●議論／研究内容の概要(公開できる範囲で)：日本側の伊藤剛、佐藤考一、渡辺紫乃研究メンバーなどの他、ASEAN側のRenato De Castro フィリピン・デラサール大学教授など、さらに現地の研究者や政府関係者など総勢12名で議論を行った。ASEAN側の参加者より、「ASEAN域内は分裂しており、ASEANの苦境ともいうべき状態にある。中国に近接している国の中には、中国支持派と、無関心派、係争当事者がいる。インドネシアは無関心派だが、北ナツナ海の問題では中国と対立している。二国間関係では、ASEAN域内では、中国を脅威と見るか、経済利益の対象と見るか、の違いがある」、「中国はサラミソーセージを薄切りにするように、ASEANを分断している」、「EUには憲法があるが、ASEANにはそれはない。ASEANにはパワーがなく、決定を実施する実力がない。ASEANは南シナ海において、効果的な第三者あるいは、仲介者になるための、固有の苦境を抱えている。ASEANは、中国とバランスを取るための域外諸国が必要であり、ASEAN自体も、ASEANと中国の対話も、南シナ海紛争を解決できるようには出来ていない」などの発言があった。

●その他特記事項：タイのバンコクにおいて、フィリピン、インドネシア、また現地の研究者を交えて、ASEANの中心性を総合テーマに、南シナ海などの海洋秩序の現状などについて率直に協議ができ、事業に進展において参考になる知見を得ることができた。また、当方が国外で現地の機関などと協力してワークショップを開催することができたことは、シンクタンクとしての能力向上、現地で日本の声を直接届けることにおいても大いに成果があった。ほかに、本ワークショップの開催には、バンコ

クに事務局をおく ASEAN 大学連合 (AUN) より、AUN 内のメーリングリストなどで広く本シンポジウムへの参加の呼びかけをおこなってもらったなどの協力を受けた。

【「国際ワークショップ：アジア太平洋と日中関係」の共催】

次のワークショップを南京大学中国南海研究協同創新中心と共催にて、中国・南京にて開催した。

●日程、場所：2017 年 11 月 6 日 13 時 30 分～17 時、南京大学鼓楼キャンパスホール

●相手シンクタンク名：南京大学中国南海研究協同創新中心

●テーマ：アジア太平洋と日中関係を全体テーマに、「アジア太平洋」、「日中関係」、「日中協力の在り方」の 3 つのセッションで議論を行った。

●参加者・参加人数：日本側の伊藤剛、佐藤考一、山田吉彦研究メンバーなどの他、中国側の朱鋒 (ZHU Feng) 南京大学中国南海研究協同創新中心執行主任兼国際関係研究院教授、楊光海・人民解放軍国際関係学院国際戦略学部教授など、約 15 名。

●議論／研究内容の概要 (公開できる範囲で)：日本側の伊藤剛、佐藤考一、山田吉彦研究メンバーなどの他、中国側の朱鋒 (ZHU Feng) 南京大学中国南海研究協同創新中心執行主任兼国際関係研究院教授、楊光海・人民解放軍国際関係学院国際戦略学部教授など、さらに現地の研究者や政府関係者など総勢 12 名で議論を行った。中国側からは「東シナ海問題について、共通の資源保護海域の設定や共同開発が重要である。主権問題は双方の核心的利益だから、置いておけばよいだろう」、「COC の枠組みは、どのように進むかが課題である。日程をどうするか、そして、エスカレーションをなくしていく事が必要となろう」、「日本が進めているインド太平洋協力は時宜にかなっている。その範囲として、中国は地理的にその中心であり、中国も巻き込んで APEC のように経済協力を進めるべきである」などの発言があった。

●その他特記事項：中国において、現地の研究者を交えて、アジア太平洋と日中関係を総合テーマに、海洋を中心に、アジア太平洋や日中関係について率直に協議ができたことは、事業に進展において大いに参考になった。また、当方が国外で現地の機関などと協力してワークショップを開催することができたことは、シンクタンクとしての能力向上、また現地で日本の声を直接届けることにおいても大いに成果があった。

【「海洋沙龍 2017 年第三次会議 中日海洋戦略比較研究」開催の協力】

次の会議を上海社会科学院美国問題研究所と協力にて、中国・上海にて開催した。

●日程、場所：2017 年 11 月 7 日 9 時～12 時、上海社会科学院美国問題研究所会議室

●相手シンクタンク名：上海社会科学院美国問題研究所

●テーマ：排他的経済水域、航行の自由などについて協議を行った。

●参加者・参加人数：日本側の伊藤剛主査、畠山京子研究メンバーなどの他、中国側の胡華・上海美国問題研究所常務所長、包霞琴 (BAO Xiaqin) 復旦大学国際関係与公共事務学院教授、金永明 (JIN Yongming) 上海社会科学院中国海洋戦略研究センター主任など、約 10 名

●議論／研究内容の概要 (公開できる範囲で)：日本側の伊藤剛、畠山京子研究メンバーなどの他、中国側の胡華・上海美国問題研究所常務所長、包霞琴 (BAO Xiaqin) 復旦大学国際関係与公共事務学院教授、金永明 (JIN Yongming) 上海社会科学院中国海洋戦略研究センター主任など、10 名程度で、米国による「航行の自由作戦」などについて議論を行った。中国側からは「法より外交が問題だ。航行の自由に中国は反対しない。米中の理解にギャップがある。米国のやっていることは、横行の自由だ。どうして 12 海里内に入り、自由航行できるのか。悪意がない (無害通航) ということ、どのように中国側は理解できるのか。東シナ海の焦点は主権問題である。領海侵犯は重大だが、日中で争議があるから、侵犯ではない。中日間の海洋問題は外交の問題だ。政治判断が必要だ」などの発言があった。

●その他特記事項：中国において、現地の研究者を交えて、排他的経済水域、航行の自由などについて

て率直な議論を行い、双方の認識の違いを確認できたことは、本事業の進展において大いに参考になった。また、当方が国外で現地の機関などと協力して会議を開催することができたことは、シンクタンクとしての能力向上、また現地で日本の声を直接届けることにおいても大いに成果があった。ほかに、本会議の様子は、以下の別添のとおり、上海社会科学院美国問題研究所のホームページでも掲載された。

別添3：上海社会科学院美国問題研究所ホームページ

(4)公開の主催／共催シンポジウム(開催している場合。案件毎に以下の項目について要記載。)
本事業では、次のシンポジウムを開催した。

【「国際シンポジウム：海洋安全保障のグローバル化に向けて一領有権非当事国による南シナ海討議」の開催】

●日程，場所：2017年9月25日18時～20時45分、明治大学駿河台キャンパス、グローバルフロント「グローバルホール」

●テーマ：「海洋安全保障のグローバル化に向けて一領有権非当事国による南シナ海討議」を全体テーマに、「領有権非当事国からみた南シナ海問題の重要性」、「グローバルな海洋規範構築に向けて」の2つのセッションで議論を行った。プログラムについては以下のとおり。

国際シンポジウム
International Symposium

「海洋安全保障のグローバル化に向けてー領有権非当事国による南シナ海討議」

"Globalization of Maritime Security:
The South China Sea from Viewpoints of Territorial Non-Claimants"

2017年9月25日 / 25 September 2017

明治大学駿河台キャンパス、グローバルフロント「グローバルホール」、東京、日本 / "Global Hall," Global Front, Surugadai Campus, Meiji University, Tokyo, Japan

共催 / Co-sponsored by

日本国際フォーラム / The Japan Forum on International Relations (JFIR)

明治大学国際政策研究所・国際総合研究所 / Meiji Institute of International Policy Studies (MIIPS), Meiji Institute for Global Affairs (MIGA)

ルーヴァン・カトリック大学危機国際紛争研究所 / The Center for the Study of Crises and International Conflicts (CECRI), University catholique de Louvain

2017年9月25日 (月) / Monday, 25 September 2017

明治大学グローバルフロント「グローバルホール」 / "Global Hall," Global Front, Meiji University

開会 / Opening

18:00 - 18:25

開会挨拶 (5分間) Opening Remarks (5min.)	伊藤 剛 日本国際フォーラム評議員・上席研究員 / 明治大学国際政策研究所長・教授 ITO Go, Trustee and Superior Research Fellow, JFIR / Director, MIIPS and Professor, Meiji University
開会挨拶 (5分間) Opening Remarks (5min.)	渡辺 茜 日本国際フォーラム専務理事 WATANABE Mayu, Senior Executive Director, JFIR
基調報告 (15分間) Keynote Speech (15min.)	寺島 雄士 元海洋政策研究所所長 TERASHIMA Hiroshi, former President, Ocean Policy Research Institute

セッション I / Session I

領有権非当事国からみた南シナ海問題の重要性
The Importance of the South China Sea from Viewpoints of Territorial Non-Claimants

18:25 - 19:30

議長 Moderator	伊藤 剛 日本国際フォーラム評議員・上席研究員 / 明治大学国際政策研究所長・教授 ITO Go, Trustee and Superior Research Fellow, JFIR / Director, MIIPS and Professor, Meiji University
報告A (7分間) Presenter A (7min.)	山田 吉彦 東海大学教授 YAMADA Yoshihiko, Professor, Tokai University
報告B (7分間) Presenter B (7min.)	グレゴリー・ムーア ノッティンガム大学教授 (英国・米国) Gregory MOORE, Head of International Studies, University of Nottingham (UK and USA)
報告C (7分間) Presenter C (7min.)	佐藤 考一 桜美林大学教授 SATO Koichi, Professor, J.F. Oberlin University
報告D (7分間) Presenter D (7min.)	曹 三相 中央大学非常勤講師 (韓国) SAM Sang Jo, Associate Professor, Chuo University (Korea)
報告E (7分間) Presenter E (7min.)	渡辺 紫乃 上智大学教授 WATANABE Shino, Professor, Sophia University
自由討議 (30分間) Free Discussions (30 min.)	出席者全員 All Participants

セッションⅡ／Session II		グローバルな海洋規範構築に向けて Toward the Global Maritime Standard	
19:30 - 20:45			
報告A (7分間) Presenter A (7min.)	都留 康子 上智大学教授 TSURU Yasuko, Professor, Sophia University		
報告B (7分間) Presenter B (7min.)	タンギュ・ストリュ・デウ・スウェイラン ルーヴアン大学教授(ベルギー) Tanguy STRUYE DE SWIELANDE, Professor, University catholique de Louvain (Belgium)		
報告C (7分間) Presenter C (7min.)	畠山 京子 関西外国語大学准教授 HATAKEYAMA Kyoko, Associate Professor, Kansai Gaidai University		
報告D (7分間) Presenter D (7min.)	ジャガンナス・パンダ 防衛研究分析研究所研究員(インド) Jagannath PANDA, Research Fellow, Institute for Defence Studies and Analyses (India)		
自由討議(30分間) Free Discussions (30min.)	出席者全員 All Participants		
総括(10分間) Closing Remark (10 min.)	伊藤 剛 日本国際フォーラム評議員・上席研究員 / 明治大学国際政策研究所長・教授 ITO Go, Trustee and Superior Research Fellow, JFIR / Director, MIIPS and Professor, Meiji University		
日本語・英語同時通訳付き／English-Japanese simultaneous interpretation will be provided			

●主な参加者、参加人数(参加人数については一般参加者も含む)：

伊藤 剛 日本国際フォーラム研究主幹／明治大学国際政策研究所長・教授
 渡辺 繭 日本国際フォーラム専務理事
 寺島 紘士 元海洋政策研究所所長
 山田 吉彦 東海大学教授
 佐藤 考一 桜美林大学教授
 渡辺 紫乃 上智大学教授
 都留 康子 上智大学教授
 畠山 京子 関西外国語大学准教授
 Tanguy STRUYE DE SWIELANDE ルーヴアン大学教授 (ベルギー)
 Gregory MOORE ノッティンガム大学教授 (英国・米国)
 Jagannath PANDA 防衛研究分析研究所研究員 (インド)
 曹 三相 (Sam Sang JO) 中央大学非常勤講師 (韓国)、等総勢 52 名

●議論内容の概要：

シンポジウムでは、各セッションの報告および自由討議で活発な議論が行われたが、そのうち、特に注目される発言は以下のとおりであった。

・南シナ海での中国の行動は、かつてドイツが軍事拡張を続けて近隣諸国に脅威を拡散し、結果的に第一次世界大戦を引き起こした歴史を彷彿とさせる。南シナ海問題は、中国が平和的に台頭するのか、あるいは国際社会の脅威となるのかを図る試金石である。(Gregory MOORE 英国ノッティンガム大学教授)

・南シナ海問題は、航行の自由、漁業管理、災害救助など、海洋における国際公共財の本質に関わる問題である。それゆえ、インドは当事国ではないが、今後、同海域での多国間協力枠組みの構築などに積極的に関与していく意向だ。(Jagannath PANDA : インド防衛問題研究所研究員)

・中国が、現在、南シナ海において繰り広げている力による現状変更の背景には、中国が既存の海洋秩序について不公正さを感じていることがあるといえるが、かといって逆に中国が「公正」と考える状態が、他の国にとっても公正とは限らない。日本の海洋戦略にはこの新たな時代状況に対応する英

知が求められている。(伊藤剛 日本国際フォーラム研究主幹／明治大学国際政策研究所長・教授)

●メディア報道(メディア報道されている場合にそのコピーを別添すること)及び報道内容概要：
本シンポジウムの模様は、以下の別添のとおり、ベトナムテレビ局によるニュース番組にて報道されるとともに、ベトナム通信社によるニュース記事(ベトナム語版、中国語版、英語版)として配信された。

別添4：ベトナム通信社によるニュース番組(写真)

別添5：ベトナム通信社によるニュース記事(ベトナム語版)

別添6：ベトナム通信社によるニュース記事(中国語版)

別添7：ベトナム通信社によるニュース記事(英語版)

●シンポジウムに対する国内外有識者、政府関係者、メディア等からの評価、コメント等：
本シンポジウムの評価が、以下の別添のとおり、シンポジウムにて基調報告を行った寺島紘士元海洋政策研究所所長のブログにて掲載された。

別添8：「海洋政策は今 寺島紘士ブログ」(2017年9月27日掲載)

別添9：「海洋政策は今 寺島紘士ブログ」(2017年10月4日掲載)

●その他特記事項：本シンポジウムは、欧州の著名な研究機関であるルーヴアン大学と共催で、欧州、インド、韓国、米国など南シナ海紛争における領有権の非当事国から専門家を招聘し、南シナ海討議を行うという、これまでにない視点から協議を行う極めて有意義なシンポジウムとなった。紛争の当事国同士では、単に自国の主張を展開するだけにとどまってしまうが、それを非当事国の専門家が議論することで、活発な討議をすることができ、本事業の進展に重要となる知見を得ることができた。また当日は、海洋分野にとどまらず、国際政治、地域研究などの研究者や大学教授、省庁関係者、企業、海上自衛隊、日本の新聞社など広範囲の方々に参加されたが、これらの方々によって自由討議では活発な議論が行われたことも、当方の事業にとって有益な知見を得ることができた。また、こうした視点による取り組みは、海外側からも高い関心を寄せられ、当日は在京の複数の大使館や海外メディアも参加し、上述のとおり、ベトナムのテレビ局および通信社で本シンポジウムの模様が取り上げられ、日本の取り組みを国内外に伝えることにも大いに寄与した。

(5)その他(他に本事業にかかる個別の活動があれば記述。形式自由。)

(イ) ヒアリング調査

本事業では、事業の進捗状況などに応じて随時外部有識者にインタビューを実施したが、その主な5回の協議を以下のとおり記載する。

「第1回ヒアリング」

●日時、場所：2017年7月28日18時～20時、都内

●テーマ：中国研究機関における海洋問題への取り組みの動向、最近のアジアの海洋秩序

●ヒアリング相手：金 永明(JIN Yongming) 上海社会科学院中国海洋戦略研究センター主任

●議論／研究内容の概要：

中国の研究機関における海洋問題への取り組みの動向のほか、最近のアジアの海洋秩序などについて協議を行った。

●その他特記事項：

中国における海洋および国際法の著名な研究者と、中国研究機関における海洋問題への取り組みの動向を聴取し、かつ最近のアジアの海洋秩序について協議ができたことは、この地域に関する中国側の動向など知るうえで貴重な会合となった。また、本件を通じて、上海社会科学院中国海洋戦略研究センターとの研究交流の関係強化がなされたことも重要であった。

「第2回ヒアリング」

●日時、場所：2017年8月30日18時～20時、都内

●テーマ：韓国研究機関における海洋問題への取り組みのほか、東アジアの安全保障における日韓協力のあり方

●ヒアリング相手：Lee Myon Woo 韓国世宗研究所研究員

Eunmi Choi 韓国世宗研究所研究員

●議論／研究内容の概要：

韓国研究機関における海洋問題への取り組みのほか、東アジアの安全保障における日韓協力のあり方などについて協議を行った。

●その他特記事項：

韓国の主要シンクタンクである世宗研究所のアジア担当の研究者と、韓国研究機関における海洋問題への取り組みについて聴取し、かつ東アジアの安全保障における日韓協力のあり方について協議ができたことは、この地域に関する韓国側の動向など知るうえで貴重な会合となった。また、本件を通じて、韓国世宗研究所との研究交流の関係強化がなされたことも重要であった。

「第3回ヒアリング」

●日時、場所：2017年9月12日12時～14時、都内

●テーマ：南シナ海問題などに関する ASEAN+3 や East Asia Summit などの国際枠組みの役割、ASEAN を巡る海洋問題

●ヒアリング相手：Emily Lek 駐日シンガポール大使館一等書記官

●議論／研究内容の概要：

南シナ海問題などに関する ASEAN+3 や East Asia Summit などの国際枠組みの役割、ASEAN を巡る海洋問題などについて協議を行った。

●その他特記事項：

シンガポールは2018年にASEAN議長国となることから、今後のASEANにおける海洋問題を検討するにあたり貴重な意見交換の機会となった。

「第4回ヒアリング」

●日時、場所：2017年9月15日18時～20時、都内

●テーマ：国際法の観点から、海洋問題においてどのような研究が必要なのか

●ヒアリング相手：鶴田順明治学院大学准教授（ヒアリング相手）、等

●議論／研究内容の概要：

国際法の観点から、海洋問題においてどのような研究が必要なのかなどについて協議を行った。

●その他特記事項：

海洋に関する国際法の専門家と、国際法の観点から海洋問題においてどのような研究が必要なのかについて協議を行い、今後の研究方針の参考にすることができた。

「第5回ヒアリング」

●日時、場所：2017年9月29日18時～20時、都内

●テーマ：北東アジア情勢の最新状況

●ヒアリング相手：斎藤直樹山梨県立大学教授（ヒアリング相手）、等

●議論／研究内容の概要：

北東アジア情勢の最新状況に関して協議を行った。

●その他特記事項：

北東アジア情勢の最新状況について協議を行い、今後の研究方針の参考にすることができた。

他に本事業においては、「(4)公開の主催／共催シンポジウム」の際に、別途非公開による研究会合を開催した。その概要は以下のとおりである。

(ロ) 国際シンポジウム非公開会合の開催

本事業では、9月25日開催した国際シンポジウムにおいて、別途以下の非公開会合を実施した。

●日時、場所：2017年9月25日18時～20時45分、明治大学駿河台キャンパス、グローバルフロント会議室

●テーマ：グローバルな海洋安全保障

●主な出席者：

伊藤 剛 日本国際フォーラム上席研究員／明治大学国際政策研究所長・教授

寺島 紘士 元海洋政策研究所所長

佐藤 考一 桜美林大学教授

渡辺 紫乃 上智大学教授

都留 康子 上智大学教授

畠山 京子 関西外国語大学准教授

Martin WALKER 在京オーストラリア大使館公使

Tanguy STRUYE DE SWIELANDE ルーヴァン大学教授（ベルギー）

Gregory MOORE ノッティンガム大学教授（英国・米国）

Jagannath PANDA 防衛研究分析研究所研究員（インド）

曹 三相（Sam Sang JO） 中央大学非常勤講師（韓国）、等

●議論／研究内容の概要：

南シナ海はどうあるべきか等について、率直な意見交換を行った。

●その他特記事項：

同日に開催されたシンポジウムのパネリストに加え、在京オーストラリア大使館からも参加者をまねいて、活発な議論が行われた。非公開のために率直な協議が行うことができ、その内容は本事業の推進に大いに役に立つものとなった。

(二) 『成果報告書』の作成

前述の(1)から(4)の成果をもとに、各研究メンバーの論考および事業の成果を収録した『成果報告書』（別添10）を作成した。なお、同『報告書』は日本国際フォーラムのホームページをうけて全文を公開する。

4. 事業の成果（公開部分。ページ制限なし）

（1）本事業全体の成果（定量的な成果について記載があることが望ましい）。

本事業は、国際法の遵守による「開かれ安定した海洋」の維持が困難になっている現在の国際社会において、アジアで安定した海洋秩序を定着させるために、日本としてとるべき海洋政策への新たな戦略的指針を提示することを最終目的に実施している。

その目的を達成するために、本事業は、有事の際にも実施可能な海洋問題をめぐる対話制度を確立するための方策を探ること、海洋における「法の支配」確立のための方策を探り当てること、域内各国に対し、国際法秩序遵守へのインセンティブを付与するためのあり方を探ること、そしてそれら取組が制度的に定着しうるための域内諸国の能力構築支援のあり方を探ること、に焦点を当てて調査・研究を行い、その成果を政策提言として取りまとめようとするものである。1年目は、それら焦点における国際社会の現状と課題を調査・研究することを念頭に、前述の「3. 事業の実施状況」に記載の調査・研究活動を実施し、またその成果の普及に努めた。それらは、いずれも想定を超える成果を得ることができたところ、具体的には以下のとおりである。

（イ）当フォーラムの調査・研究能力の強化

本事業をつうじて、前述の本事業で焦点を当てている諸課題に関する国際社会の現状と課題についての知見を得ることができた。それらは、本事業で実施した各メンバーの調査・研究とともに、定例研究会合、臨時研究会合、中国より専門家を招いての国際セミナー、欧州、インド、米国などから専門家を招いての国際シンポジウム、また調査出張および出張先でのワークショップ、国内でのヒアリング調査によって得ることができた。

定例研究会合および臨時研究会合では、国内および中国の国際法専門家や地域専門家より、南シナ海および東シナ海、またEUの海洋問題に関する事例などを聴取するとともに意見交換を行った。それらによって、現在の国際社会の海洋問題の現状と課題、特に今後国際法が遵守された海洋秩序を構築していくための課題についての知見を得ることができた。

中国より有識者を招いての国際セミナーでは、中国の海洋分野の代表的な専門家より、同国の海洋戦略や海洋における国際法の認識について報告を受け、さらに日中がアジアの海洋秩序をどのように構築していくことができるのかについても協議を行った。この結果、本事業の研究に必須である海洋における中国の動向のほか、中国が海洋における法秩序をどうとらえているのか、などについての知見を得ることができた。

欧州（ベルギー）、インド、米国、韓国などの南シナ海の領有権非当事国より専門家を招き、ベルギーのルーヴァン・カトリック大学危機国際紛争研究所および明治大学国際政策研究所・国際総合研究所と共催にて、9月25日に東京で開催した国際シンポジウムでは、南シナ海をはじめとして、中国が関与している海洋問題が、国際的な海洋秩序にどのような影響を及ぼしているのか、また今後の秩序構築に向けた方策などについて議論を交わした。このことによって、当事国以外の諸国家が、南シナ海および東シナ海問題に関しどのような認識をもっているのかについての知見を得るとともに、アジアの海洋秩序のあり方を検討するための知見を得ることができた。また、シンポジウムには著名な研究者、大使館関係者、省庁関係者から学生まで52名が参加したが、自由討議の際にはこうした有識者からも多くの提案がなされ、今後の研究の参考になるとともに、国内外の有識者との関係強化、および共催した国内外の研究機関との関係強化にもつながった。

調査出張では、欧州（オランダ）、ASEAN（タイ、ベトナム）、中国（青島、南京、上海、香港）、カンボジア、欧州（イタリア、フランス）を訪ね、現地で海洋問題にかかわる研究者や省庁関係者などの実務者より聴き取り調査を行うことで、それら地域の最新動向についての知見を得ることができた。また調査出張では、タイのバンコク、中国の南京および上海で、現地研究機関と国際ワークショップを開催した。タイでは、8月31日にバンコクにおいて、明治大学国際政策研究所と共催、ASEAN大学連合からの協力を受けて「国際海洋ワークショップ：ASEANの中心性は保てるのか」を開催した。

中国では、11月6日に南京において、南京大学中国南海研究協同創新中心と共催で「国際ワークショップ：アジア太平洋と日中関係」を開催した。ほかに中国では、11月7日に上海において、上海社会科学院美国問題研究所による国際ワークショップ「海洋沙龍 2017 年第三次会議：中日海洋戦略比較研究」の開催に協力した。これらワークショップには、いずれも現地の幅広い層からの参加者および近隣諸国からパネリストとして招いた専門家などと議論を行い、それらによって現地における海洋問題に関する世論や実務者の認識など、現地でなければ得られない貴重な知見を得ることができた。ほかにオランダの出張調査では、8月8日にオランダライデン大学ライデンアジアセンターが主催した「南シナ海紛争ワークショップ」開催の協力するとともにパネリストとして登壇し、さらに青島の出張調査においても、6月10日に中国海洋大学日本研究センターが主催したシンポジウムにパネリストとして参加するなどしているが、こうした事業の実施によって、日本の主張する海洋秩序のあり方などについて、それぞれ現地で協議を行うことができ、トラック2外交の一端を担うことにも貢献できた。さらに、現地研究機関および有識者との研究交流関係が深まり、サブだけでなくロジも含めて当方の調査研究能力を各段に強化することができた。

中国、韓国、シンガポール、また国内の専門家と行ったヒアリング協議では、それら地域の主に海洋問題に関する現地動向だけでなく、それぞれの国の研究機関による研究状況や今後の日本との研究交流の可能性などについても協議を行うことができ、専門的な知見を得るだけにとどまらず、研究機関同士のネットワーク構築としても大きな成果を得ることができた。

以上の本事業をつうじて得た知見は、本事業で最終的に取りまとめることを目指している日本としてとるべき海洋政策に関する提言作成の重要な知的基盤となるだろう。なお、本事業に対しては、国内外から高い評価が寄せられており、特に海外からは、初年度に実施した事業で直接関係がなかった複数のシンクタンクからも高い関心が寄せられており、そうした評価は、二年度目の事業推進において大いに貢献してくれるだろう（なお、国内および海外シンクタンクとの連携が強化については、「4. 事業の成果」の（2）および（3）を参照）。

（ロ）社会への発信

上述のシンポジウムなどにおいて、内容をホームページなどで公開することによって、次のような社会への発信を実施することができた。

当方協力のもと、8月8日にオランダライデン大学ライデンアジアセンターで開催された「南シナ海紛争ワークショップ」では、同ワークショップの案内がオランダライデン大学ライデンアジアセンターのホームページで広報された。

当方主催のもと7月3日に東京で開催した「国際セミナー：アジアの海洋秩序をめぐる日中関係のあり方」では、その内容を当フォーラムホームページで公開し、日中間の研究者がアジアの海洋秩序について議論した内容を広く世の中に発信することができた。

当方主催のもと、8月31日にタイ・バンコクで開催された「国際海洋ワークショップ：ASEANの中心性は保てるのか」では、同ワークショップの案内が、ASEAN 大学連合内のメーリングリストなどで広報された。

当方主催のもと、9月25日に東京で開催した「国際シンポジウム：海洋安全保障のグローバル化に向けて一領有権非当事国による南シナ海討議」では、その案内が当フォーラムホームページの他、「アジア政経学会」のホームページなどで広報された。また会議の内容については、ベトナムテレビ局によるニュース番組にて報道されるとともに、ベトナム通信社によるニュース記事（ベトナム語版、中国語版、英語版）として配信され、さらに寺島紘士元海洋政策研究所所長のブログでも紹介されるなど、広く世の中で紹介された。

当方協力のもと、11月7日に中国上海で開催された「海洋沙龍 2017 年第三次会議中日海洋戦略比較研究」では、その内容が上海社会科学院美国問題研究所ホームページにて公開された。

以上の他に、本事業で実施した研究会合やシンポジウムの報告内容などは、当フォーラムのホームページにて公開されている。また本事業に係わる会議の成果については、当フォーラムの広報ツール

を通じて十分な広報活動を実施することができた（詳細は「5. 事業成果の公表」を参照）。

（ハ）外交政策に立案・遂行において重要な知見の獲得

本事業では、前述のとおり、各研究メンバーによる論考などを収録した『成果報告書』を作成した。各メンバーによる論考は、これまで本事業で得た知見をもとに現段階の研究成果、また課題などが取りまとめられており、今後本事業で実施していくべき調査・研究のあり方を示すものとなった。またこれらは、当フォーラムのみならず、日本の外交政策の立案・遂行において重要な知見となるものである。なお、『成果報告書』は、日本国際フォーラムのホームページで全文掲載し、事業の成果を広く世の中に広報する。このことは、日本国内における同分野の研究の進展に貢献できるだろう。

（2）本事業を通して達成された国内シンクタンクとの連携強化

上述の（1）の成果も踏まえつつ、本事業の国際シンポジウム、また調査出張におけるワークショップなどをつうじて、国内シンクタンクとの連携強化ができた。特に、8月31日にバンコクで開催した「国際海洋ワークショップ：ASEANの中心性は保てるのか」、9月25日に東京で開催した「国際シンポジウム：海洋安全保障のグローバル化に向けて一領有権非当事国による南シナ海討議」は、いずれも明治大学国際政策研究所・国際総合研究所との共催で実施した。同研究機関は、シンポジウムの会場手配や当日スタッフの手配などのロジ面の他、議事録作成などの支援もするなど、ロジ・サブの両面で連携してもらった。本事業をつうじて構築された同研究機関との連携は、今後の本事業の進展、また当フォーラムの調査・研究機関としての能力強化、さらに海洋問題に関する国内研究機関のネットワーク構築の一端になるものであり、極めて有益な成果を得ることができた。

（3）本事業を通して達成された海外シンクタンクとの連携強化

上述の（1）の成果も踏まえつつ、本事業の国際シンポジウム、また調査出張およびその際に実施したワークショップなどをつうじて、海外シンクタンクとの連携強化ができた。

特に本事業において中核的な調査・研究対象である中国については、複数のシンクタンクとの連携強化を行うことができた。まず6月10日には、中国の青島で開催された中国海洋大学日本研究センター主催のシンポジウムにパネリストとして参加した。7月3日には、東京で中国の新興シンクタンクであるシンクタンク鍵叡の協力を受けて「国際セミナー：アジアの海洋秩序をめぐる日中関係のあり方」を開催した。また同セミナーに参加していた中国社会科学院近代史研究所の関係者からは、当方事業への高い関心が示され、今後の研究交流拡大の要請などを受けた。7月28日には、当方事業に高い関心をもつ上海社会科学院中国海洋戦略研究センターの教授と協議を行い、今後、同研究センターと当方との連携強化を強く要請された。10月20日には、同じく当方事業に高い関心をもつ中国社会科学院亚太与全球战略研究院の数名の研究者と協議を行い、今後同研究院と年数回程度で研究交流を実施していくことなどが確認された。11月6日には、中国の南京で南京大学中国南海研究协同创新中心と共催で「国際ワークショップ：アジア太平洋と日中関係」を開催した。11月7日には、上海にて開催された上海社会科学院美国問題研究所による「海洋沙龍 2017 年第三次会議：中日海洋戦略比較研究」に、パネリストとして参加するなどして協力した。

本事業において中核的な調査・研究対象である ASEAN については、8月31日にバンコクで開催した「国際海洋ワークショップ：ASEANの中心性は保てるのか」において、広報や参加者の選定などにおいて ASEAN 大学連合より強力を受けた。8月から9月にかけて実施したタイおよびベトナムへの調査出張では、訪問したベトナム社会科学院およびベトナム外交学院より、本事業への強い関心と今後の研究交流関係の強化などを要請された。同じく2018年1月に実施したカンボジアへの調査出張においては、訪問したカンボジア平和研究所より、当方と特に海洋問題に関する調査研究交流を行いたいとの強い関心が寄せられた。

欧州については、8月8日にオランダ・ハーグで開催されたライデン大学ライデンアジアセンター主催の「南シナ海紛争ワークショップ」にパネリストとして参加した。9月25日には、東京でベルギー

のルーヴァン・カトリック大学危機国際紛争研究所と共催で、「国際シンポジウム：海洋安全保障のグローバル化に向けて一領有権非当事国による南シナ海討議」を開催した。

以上の事業において関係した海外シンクタンクよりは、いずれも本事業の内容について高い関心が寄せられ、事業の継続、また今後の事業進展に向けた協力の申し出を受けた。さらに当方との研究交流、共同研究、情報交換などのネットワーク強化の要請も受けた。これらの成果は、今後の本事業の進展において極めて有益であるとともに、当方の調査研究能力を向上させ、さらに国際的なシンクタンク・ネットワークの拡充にも寄与するものであり、非常に有益な成果を上げることができた。なお、これら本事業で特に連携強化された海外シンクタンクの一覧は以下のとおりである。また、これらはあくまでも実際にシンポジウムなどを共催するなどして関係強化が行われたシンクタンクであり、以下の一覧以外にも、例えば本事業で実施したシンポジウムなどには多くの海外シンクタンク関係者が参加していたが、いずれも当方との関係強化に高い関心が示されていたことを補足する。

【中国】

中国社会科学院近代史研究所
中国社会科学院亚太与全球战略研究院
中国海洋大学日本研究センター
上海社会科学院中国海洋战略研究中心
上海社会科学院美国问题研究所
南京大学中国南海研究协同创新中心
香港城市大学

【ASEAN】

ASEAN 大学連合
ベトナム社会科学院
ベトナム外交学院
カンボジア平和研究所

【欧州】

ライデン大学ライデンアジアセンター
ルーヴァン・カトリック大学危機国際紛争研究所
国際人道法研究所
ニース大学国際平和開発法研究所

(4) 本事業を通して達成された研究基盤・体制の強化

本事業は、国際法の遵守による「開かれ安定した海洋」の維持が困難になっている現在の国際社会において、アジアで安定した海洋秩序を定着させるために、日本としてとるべき海洋政策への新たな戦略的指針を提示すること、という非常に難題なテーマを設定している。そのため、国内外の様々な研究機関、有識者、企業関係者、省庁関係者などの協力を受けながら推進したところ、本事業における当方の研究基盤およびその体制を大いに強化することができた。

具体的には、前述のとおり本事業で実施した「定例研究会合」、「臨時研究会合」、「ヒアリング」、「国際セミナー」、「国際シンポジウム」においては、テーマの設定から実際の報告などの一連の運営において、多くの研究機関、有識者、企業関係者からの積極的な参加を受けた。それらの専門範囲は、海洋分野、国際法、ASEAN を含むアジア太平洋地域研究、欧州地域研究、国際政治、国際政治理論、国際経済、といった多岐にわたるものであった。また、シンポジウムでは、省庁関係者や在京大使館関係者からも多くの参加を受けて、官民両レベルからの知見を得ることができた。これらによって、当方の調査・研究能力の基盤を大いに強化することができた。またこうした一連の事業の推進によって、本事業の研究メンバーおよび事務局の知見を高め、さらに能力の強化も行われ、体制の強化を行うことができた。

また本事業では、実施した事業の成果として『成果報告書』を作成した。同『報告書』には、各研究メンバーからの論考を収録しているが、それらは本事業が最終的に取りまとめる政策提言作成に向け初年度の事業の成果を踏まえて作成したものであり、今後の本事業の研究基盤を高めるものとなった。同『報告書』の構成は以下のとおりである。

序章

第1章 中国の海洋戦略

第2章 海洋をめぐる国際法的アプローチの現状と展望

第3章 南シナ海紛争の分析と展望

第4章 中国の「一帯一路」に対する日本の政策

第5章 海洋をめぐる秩序の形成、現状、展望

終章

第1章では、本事業の主要な焦点である国際法などが遵守された海洋秩序の構築には（国際法を遵守していない）中国による東シナ海、南シナ海での行動にどう対処するかが要点になることから、まずその中国の海洋戦略について論じた。第2章では、そのような国際社会の現状における海洋をめぐる国際法の展開や限界などについて論じた。第3章では、事例として南シナ海紛争を分析した。第4章では、同じく事例として中国の「一帯一路」戦略の分析と日本のとるべき対応について分析した。第5章では、国際法が遵守された海洋秩序を形成していくには、パワーや規範などの要素も重要となってくるところ、それらの国際社会における現状がどうなっているのか分析し、今後の展望について論じた。終章では、1から5章までの論考を踏まえて総括するとともに、海洋秩序を構成するためのインセンティブの創出など、それまでの章で論述できなかったことについて論じた。これらの論考は、本事業の研究基盤として、次年度以降の調査・研究の進展に必須の知見を有するものである。収録された論考のうち、重要な一節は、以下のとおりである。

【中国の海洋戦略について】

・中国では、習近平政権になってから海洋の扱われ方が大きく変化した。海洋は、従来の中国経済の発展のために開発すべき対象であると同時に、安全保障を担保するための目標に格上げされた。「海洋強国」の建設は習近平政権下の国家目標であると言える。中国は今後も海洋強国となるべく、海洋進出をより積極的に行うはずである。ただし、「海洋強国」とは具体的にどのような国なのかは必ずしも明確ではない。中国の指導者層の間に「海洋強国」について現段階で確固たるイメージがあるというよりも、中国を取り巻く国際環境の変化や中国の対外関係、中国国内での議論の動向などによってその具体的な中身が決まっていくものと考えられる。習近平政権下の中国において海洋に関する重要な概念である「海洋権益」や「海洋強国」の取り扱われ方が変わってきている状況を考慮すれば、中国の海洋戦略自体、現在も形成途上にあると考えられる。中国の海洋戦略自体が論争の対象であり、様々なアクターが議論を展開するなかで、諸外国の反応や批判も考慮しつつ、海洋戦略が定まっていくものとする方が自然である。そのため、中国の海洋での行動に対して、日本をはじめとする国際社会全体がしっかりと主張していくことが肝要である。

【海洋をめぐる国際法について】

・2016年の7月12日に判断が下された「南シナ海仲裁」に対して、その拘束性を無視し、応じないとする中国の姿勢にはもちろん批判がなされよう。しかし、振り返って、ことさらこの南シナ海仲裁紛争だけで、大国と国際法の関係を議論するのは議論の矮小化といわざるを得ない。国際裁判は、もともと「合意なきところに裁判なし」と示されるように、当事国両国がその判決に従う意志があることが大前提であり、そうであればこそ、例えばジョホール海峡におけるシンガポールの埋め立てに際しマレーシアが訴えた際も、判決を待たずにシンガポール側が計画を変更されるなど、交渉駆け引きのきっかけにもなりうるものである。しかし、当初から裁判への意思がない場合に、管轄権が法的に成立しても、遵守を求めるのは中国であるかどうかにかかわらず、困難である。

【南シナ海紛争の展望】

・南シナ海の現場での中国の動向を見ると、中国はフィリピンと領有を争っているマックレスフィー

ルド・バンクのスカロロー礁や、マレーシアと領有を争っているスプラトリー諸島のルコニア環礁周辺に海警船艇を長期間派遣しており、これらの環礁をこれから占拠し、埋め立てて軍事化する可能性もある。DOCの諸プロジェクトが実施されたり、COCが出来てしまうと、その活動に何らかの制約が出てくる懸念はあるから、これまで実施されずに来たDOCの諸プロジェクト（A 海洋環境保護、B 海洋科学研究、C 航行の安全と海上でのコミュニケーション、D 搜索救難作戦、E 海賊・武器の密輸などの越境性犯罪との闘い）の実施や、COC本文の作成の交渉を引き延ばしにかかる可能性が高い。ASEAN側の係争当事者たちは、海軍や海上法執行機関の能力で圧倒的に優る中国に対抗し、海上での監視を強めるために、アメリカや日本、インド、オーストラリアなどの域外諸国の外交的、軍事的な支援を利用し、中国にDOCの諸プロジェクトの実施を強く迫る事を考えるべきである。日本政府も、アメリカに南シナ海紛争で、ASEAN側の係争当事者を支援する事を強く訴えるべきである。

【一帯一路に関して】

・一帯一路は、特定国に主導権が偏重しないのであれば、理想に近い経済体制である。しかし、大国の国益のために利用されるならば、国家間の格差を増長することになる。中央アジア、南アジアや東ヨーロッパの国々は、大国の経済力、発言力、軍事力に圧倒され、国家の主権さえ影響が出ることだろう。一帯一路は、国際協調の上に立脚してこそ創設できるのである。海洋国家である日本は、航海自由の原則の下、海路によるアジアと欧州を結ぶ経済圏の確立に尽力すべきである。アジア諸国や米国、オセアニア諸国などとともに、航行支援、経済協力など多角的な手法を駆使し、アジアにおける海洋安全保障協力体制の構築を目指すことが重要である。

【秩序や規範の形成に関して】

・安全保障分野における中国の強硬な行動は地域の緊張を高めている。法的根拠のない一方的な主張や「紛争の平和的解決」や「武力の不行使」といった国際規範を逸脱するような行動には、域内国のみならず国際社会が懸念を示している。中国は、公共財の提供もする「責任ある大国」として振る舞う一方で、「既存の国際規範をないがしろにして自己利益を追求する国」という二つの異なる顔を持っている。こうした異なる顔の背後に隠れている規範は、「政治体制やリベラルな価値観は脇に置き、経済繁栄を優先すべき」なのかもしれない。とは言え、カンボジアのように南シナ海紛争の当事者ではない上に経済発展が最優先課題である国にとっては、こうした中国の二面性を警戒しなければならない理由はあまりない。フィリピンのような紛争当事国ですら、経済発展や麻薬撲滅戦争の遂行など、短期的な都合を優先した。アジア諸国にとっては、米国が提供するリベラルな価値観や「法の支配」などの既存の規範が遵守されなくても平和と安定と経済繁栄が保たれる限り、秩序の提供者は米国でなくてもいいのかもしれない。一方で、米国と価値観を共有する日本としては、中国が公共財を提供あるいは負担することについては歓迎できても、自国の都合の良ように事実を書き換える中華思想的な姿勢は受容できない。既存の秩序を巡る「再交渉」は始まったばかりである。インセンティブを提供しながら粘り強く「法の支配」を訴えて行くことで秩序や規範の維持は可能であろう。その場合、圧倒的物質的パワーを持った米国の関与は必要不可欠であることは言うまでもない。

5. 事業成果の公表(ページ制限なし)

※今年度実施した事業の一環として行った対外発信(執筆論文/コラム/記事)の内容(案件毎に、以下の項目について要記載)。

今年度実施した事業の一環として、以下のとおり対外発信を行った。

(1)【『日本国際フォーラム会報』2017年夏季号の刊行、ホームページでの掲載、「メルマガ日本国際フォーラム」2017年7-8月号による配信】

●テーマ：事業の概要紹介

●執筆者：日本国際フォーラム事務局

●概要：本事業の概要として、事業の目的、趣旨、研究体制などを記載した記事を『日本国際フォーラム会報』2017年夏季号の2頁目に掲載した。また、『日本国際フォーラム会報』2017年夏季号は、日本国際フォーラムHPでも、次のリンク

(<http://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin/95.pdf>)にて掲載されている。さらに、同会報記事の紹介を、日本語メルマガジンである「メルマガ日本国際フォーラム」2017年7-8月号に掲載して配信した。

別添9：『日本国際フォーラム会報』2017年夏季号

●発信手段：郵送、HPでの掲載、メルマガジンでの配信

●国内・海外メディアでの掲載状況：特に確認できていない

●他論文への引用状況：特に確認できていない

●国内外の有識者/他シンクタンク/メディアからの反応：記事を読んだ中国の複数のシンクタンクより当方に本事業への関心がある旨通知された。

●配布部数/HPへのアクセス数：

印刷配布部数：3,000部

HPへのアクセス数：一日当たり3万件程度

メルマガジン購読者数：約1万人

●主な配布/発信先：主な配布、当フォーラム会員のほか、国会議員、地方自治体首長、主要企業トップ、政府高官、在外日本大使、在京各国大使、マスコミ各社、学者、評論家、シンクタンク、各地図書館など、精選されたわが国各界の指導者など

●その他特記事項：『日本国際フォーラム会報』2017年夏季号で紹介された本事業の記事に関して、HPなどでそれを読んだ複数の中国のシンクタンクより、本事業への関心が寄せられた。本事業では、中国の複数のシンクタンクとシンポジウムの共催や協力などを行うことができたが、これらは『日本国際フォーラム会報』による対外発信によるところが大きかった。

(2)【『日本国際フォーラム会報』2017年秋季号の刊行、ホームページでの掲載】

●テーマ：事業で実施した定例研究会合および国際セミナーなどの紹介

●執筆者：日本国際フォーラム事務局

●概要：本事業で実施した定例研究会合などの議論の概要を記載した記事を『日本国際フォーラム会報』2017年秋季号の3頁目に掲載した。また、『日本国際フォーラム会報』2017年秋季号は、日本国際フォーラムHPでも、次のリンク

(<http://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin/96.pdf>)にて掲載されている。

別添10：『日本国際フォーラム会報』2017年秋季号

●発信手段：郵送、HPでの掲載

●国内・海外メディアでの掲載状況：特に確認できない

●他論文への引用状況：特に確認できていない

●国内外の有識者/他シンクタンク/メディアからの反応：記事を読んだ国内の有識者より、本事業の推進への期待が寄せられた。また、中国の海洋問題研究者より関心が寄せられた。

●配布部数／HPへのアクセス数：

印刷配布部数：3,000部

HPへのアクセス数：一日当たり3万件程度

●主な配布／発信先：主な配布、当フォーラム会員のほか、国会議員、地方自治体首長、主要企業トップ、政府高官、在外日本大使、在京各国大使、マスコミ各社、学者、評論家、シンクタンク、各地図書館など、精選されたわが国各界の指導者など

●その他特記事項：『日本国際フォーラム会報』2017年秋季号で紹介された本事業の定例研究会合や国際セミナーの議論の内容について紹介した記事に関して、HPなどでそれを読んだ国内の有識者より、海洋問題への意識を国内で高めることに貢献している旨の応援をいただいた。また、中国の海洋問題の研究者から本事業への関心が寄せられた。こうした関心は、本事業をスムーズ推進することにおいて、極めて有効となった。

(3)【『日本国際フォーラム会報』2018年冬季号の刊行、ホームページでの掲載、「メルマガ日本国際フォーラム」2018年1-2月号による配信】

●テーマ：本事業で実施した「国際シンポジウム：海洋安全保障のグローバル化に向けて一領有権非当事国による南シナ海討議」の概要、パネリストの報告要旨

●執筆者：日本国際フォーラム事務局

●概要：本事業で実施した「国際シンポジウム：海洋安全保障のグローバル化に向けて一領有権非当事国による南シナ海討議」の報告者の発言要旨など含む全体概要を記載した記事を『日本国際フォーラム会報』2018年冬季号の2頁目に掲載した。また、『日本国際フォーラム会報』2018年冬季号は、日本国際フォーラムHPでも、次のリンク

(<http://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin/97.pdf>)にて掲載されている。さらに、同会報記事の紹介を、日本語メールマガジンである「メルマガ日本国際フォーラム」2018年1-2月号に掲載して配信した。

別添11：『日本国際フォーラム会報』2018年冬季号

●発信手段：郵送、HPでの掲載、メールマガジンでの配信

●国内・海外メディアでの掲載状況：特に確認できない

●他論文への引用状況：特に確認できない

●国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応：記事を読んだ国内の有識者より、本事業で進められている議論の内容への期待が寄せられた。

●配布部数／HPへのアクセス数：

印刷配布部数：3,000部

HPへのアクセス数：一日当たり3万件程度

メールマガジン購読者数：約1万人

●主な配布／発信先：主な配布、当フォーラム会員のほか、国会議員、地方自治体首長、主要企業トップ、政府高官、在外日本大使、在京各国大使、マスコミ各社、学者、評論家、シンクタンク、各地図書館など、精選されたわが国各界の指導者など

●その他特記事項：『日本国際フォーラム会報』2018年冬季号で紹介された本事業の記事に関して、本事業で実施されている議論に有益性があるとして、本事業への関心が寄せられた。こうした評価は、本事業の推進に大いに参考になるものであった。

(4)【『日本国際フォーラム会報』2018年春季号の刊行、ホームページでの掲載】

●テーマ：本事業で実施した定例研究会合の概要、報告者の報告要旨

●執筆者：日本国際フォーラム事務局

●概要：本事業で実施した定例研究会合の報告者の発言要旨などを記載した記事を『日本国際フォーラム会報』2018年春季号の3頁目に掲載した。また、『日本国際フォーラム会報』2018年春季号は、

日本国際フォーラム HP でも、次のリンク

(<http://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin/98.pdf>) にて掲載されている。

別添 1 2 :『日本国際フォーラム会報』2018 年春季号

- 発信手段：郵送、HP での掲載、メールマガジンでの配信
- 国内・海外メディアでの掲載状況：特に確認できていない
- 他論文への引用状況：特に確認できていない
- 国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応：記事を読んだ国内の有識者より、本事業で進められている議論の内容、特に EU の事例を活用することへの期待が寄せられた。
- 配布部数／HP へのアクセス数：

印刷配布部数：3,000 部

HP へのアクセス数：一日当たり 3 万件程度

メールマガジン購読者数：約 1 万人

- 主な配布／発信先：主な配布、当フォーラム会員のほか、国会議員、地方自治体首長、主要企業トップ、政府高官、在外日本大使、在京各国大使、マスコミ各社、学者、評論家、シンクタンク、各地図書館など、精選されたわが国各界の指導者など
- その他特記事項：『日本国際フォーラム会報』2018 年春季号で紹介された本事業の記事に関して、本事業で実施されている議論、特に EU の事例を活用していることが重要である旨、本事業への関心が寄せられた。こうした評価は、本事業の推進に大いに参考になるものであった。

(5)【『日本国際フォーラムの歩み』の刊行、ホームページでの掲載、「メルマガ日本国際フォーラム」2017 年 11-12 月号による配信】

- テーマ：事業の概要紹介
- 執筆者：日本国際フォーラム事務局
- 概要：本事業の概要が記載されている、『日本国際フォーラム会報』2017 年夏季号などが掲載されている。また、『日本国際フォーラムの歩み』は、日本国際フォーラム HP でも、次のリンク

(http://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/publication/pdf/jfir_2017.pdf) にて掲載されている。さらに、同会報記事の紹介を、日本語メールマガジンである「メルマガ日本国際フォーラム」2017 年 11-12 月号に掲載して配信した。

別添 1 3 :『日本国際フォーラムの歩み』

- 発信手段：郵送、HP での掲載、メールマガジンでの配信
- 国内・海外メディアでの掲載状況：特に確認できていない
- 他論文への引用状況：特に確認できていない
- 国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応：同冊子を読んだ多方面から感謝の反応を受け取った。

- 配布部数／HP へのアクセス数：

印刷配布部数：7,000 部

HP へのアクセス数：一日当たり 3 万件程度

メールマガジン購読者数：約 1 万人

- 主な配布／発信先：主な配布、当フォーラム会員のほか、国会議員、地方自治体首長、主要企業トップ、政府高官、在外日本大使、在京各国大使、マスコミ各社、学者、評論家、シンクタンク、各地図書館など、精選されたわが国各界の指導者など。
- その他特記事項：『日本国際フォーラムの歩み』で紹介された本事業の記事に関して、国内外の様々な機関から事業への期待などの表明を受けた。

(6) 【国際セミナー「アジアの海洋秩序をめぐる日中関係のあり方」の成果のホームページでの掲載】

- テーマ：国際セミナー「アジアの海洋秩序をめぐる日中関係のあり方」の成果公表
- 執筆者：日本国際フォーラム事務局
- 概要：本事業で実施した国際セミナー「アジアの海洋秩序をめぐる日中関係のあり方」について、その会合の議論の内容などを取りまとめたメモを、日本国際フォーラム HP（該当リンク：http://www.jfir.or.jp/j/activities/exchange/pdf/170703_ro.pdf）に掲載した。
- 発信手段：HP での掲載
- 国内・海外メディアでの掲載状況：特に確認できていない
- 他論文への引用状況：特に確認できていない
- 国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応：同メモを読んだ多方面から、本事業への関心が寄せられた。
- 配布部数／HP へのアクセス数：
HP へのアクセス数：一日当たり 3 万件程度
- 主な配布／発信先：HP 閲覧者
- その他特記事項：中国側有識者とアジアの海洋秩序の在り方を協議した本セミナーの内容を、簡潔に公表することにおいて有益であった。こうした発信事業を行うことで、国内の海洋問題研究の進展にも寄与することができた。

(7) 【「国際シンポジウム：海洋安全保障のグローバル化に向けて一領有権非当事国による南シナ海討議」のに関する対外発信】

- テーマ：国際セミナー「アジアの海洋秩序をめぐる日中関係のあり方」の案内および成果公表
- 執筆者：日本国際フォーラム事務局
- 概要：本事業で実施した「国際シンポジウム：海洋安全保障のグローバル化に向けて一領有権非当事国による南シナ海討議」について、以下のとおり案内や成果の公表を行った。
 - ・案内状の掲載：当フォーラム HP、アジア政経学会 HP（該当リンク：<http://www.jaas.or.jp/dengon/message/722.htm>）で案内された。
 - ・会議資料の掲載：当フォーラム HP（該当リンク：http://www.jfir.or.jp/j/activities/exchange/pdf/170925_cp.pdf）にて、本シンポジウムの会議資料を掲載した。
- 発信手段：HP での掲載
- 国内・海外メディアでの掲載状況：特に確認できていない
- 他論文への引用状況：特に確認できていない
- 国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応：同メモを読んだ多方面から、本事業への期待の反応を受け取った。
- 配布部数／HP へのアクセス数：
HP へのアクセス数：一日当たり 3 万件程度
- 主な配布／発信先：HP 閲覧者
- その他特記事項：南シナ海紛争にける領有権非当事国に協議が行われた本セミナーの成果などを、簡潔に公表することにおいて有益であった。こうした発信事業を行うことで、国内の海洋問題研究の進展にも寄与することができた。

(8)【『新段階の日本の海洋戦略－開かれ安定した海洋に向けて－報告書』による発信】

●テーマ：本事業による成果公表

●執筆者：日本国際フォーラム事務局、本事業研究メンバー一同

●概要：本事業の初年度目の成果として、各研究メンバーの論考および事業の成果を収録した『成果報告書』を作成、印刷、配布、当フォーラム HP での公開などを行う。『報告書』の論考部分の目次は次のとおり。

序章

第1章 中国の海洋戦略

第2章 海洋をめぐる国際法的アプローチの現状と展望

第3章 南シナ海紛争の分析と展望

第4章 中国の「一帯一路」に対する日本の政策

第5章 海洋をめぐる秩序の形成、現状、展望

終章

第1章では、本事業の主要な焦点である国際法などが遵守された海洋秩序の構築において、(国際法を遵守していない) 中国による東シナ海、南シナ海での行動にどう対処するかが要点になることから、まずその中国の海洋戦略について論じた。第2章では、そのような国際社会の現状における海洋をめぐる国際法の展開や限界などについて論じた。第3章では、事例として南シナ海紛争を分析した。第4章では、同じく事例として中国の一帯一路の分析と日本の対応について分析した。第5章では、国際法が遵守された海洋秩序を形成していくには、パワーや規範などの要素も重要となってくる。ところ、それらの現状がどうなっているのか分析し、今後の展望について論じた。終章では、1から5章までの論考を踏まえて総括するとともに、海洋秩序を構成するためのインセンティブの創出など、それまでの章で論述できなかったことについて論じた。これらの論考は、本事業の研究基盤として、次年度以降の調査・研究の進展に必須の知見を有するものである。

●発信手段：HP での掲載など

●国内・海外メディアでの掲載状況：今後多数の反応を受け取ることが見込まれる。

●他論文への引用状況：今後多数の反応を受け取ることが見込まれる。

●国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応：今後多数の反応を受け取ることが見込まれる。

●配布部数／HP へのアクセス数：200 冊程度を予定／HP へのアクセス数：一日当たり 3 万件程度

●主な配布／発信先：精選されたわが国各界の指導者など／HP 閲覧者

●その他特記事項：本事業の成果として、取りまとめた報告書であり、今後様々な媒体で紹介されていく予定である。

6. 事業総括者による評価（2ページ程度）

※事業総括者による事業の進展、成果についての評価コメントを記載。

本事業は、国際法の遵守による「開かれ安定した海洋」の維持が困難になっている現在の国際社会において、アジアで安定した海洋秩序を定着させるために、日本としてとるべき海洋政策への新たな戦略的指針を提示することを最終目的に実施している。

その目的を達成するために、本事業は、有事の際にも実施可能な海洋問題をめぐる対話制度を確立するための方策を探ること、海洋における「法の支配」確立のための方策を探り当てること、域内各国に対し、国際法秩序遵守へのパニッシュメントのみならず、インセンティブを付与するためのあり方を探ること、そしてそれら取組が制度的に定着しうるための域内諸国の能力構築支援のあり方を探ること、さらにそれらを政策提言として取りまとめること、に焦点をあてている。1年目は、それら焦点における国際社会の現状と課題を調査・研究することを念頭に事業を実施するとともに、またその成果の普及に努めた。

そのために、本事業では、各メンバーの調査・研究とともに、定例研究会合、臨時研究会合、ヒアリング調査を実施した。定例研究会合において、外部講師として招いた海洋を中心にした国際法の専門家よりは「国際法の観点からみた南シナ海問題」、欧州地域およびEU方の専門家よりは「海洋問題に関するEUの事例」をテーマに報告をいただいた。その中で、「国際海洋法・国連海洋法条約は関係各国間の解釈の違いや対応の違いが生じる可能性が高く、解釈の違いの解消が容易でない場合、解釈の違いを明確化し、具体的事案で生じうる衝突を事前に想定することで衝突を防止し、対立や衝突を緩和できるように備えることが必要である。つまり、違いを適切に管理し、危機的状況で実効性のある危機管理メカニズムを構築する必要がある」、「EUではEU法に基づく法の支配が加盟国間で徹底されており、EU内部で生じた海洋紛争について、欧州司法裁判所による紛争解決と国連海洋法条約に基づく紛争解決とが競合する事案が発生した場合、前者が後者に優先するという解釈が可能なケースも登場している」などの報告を受け、研究メンバーとの間で意見交換することで、海洋における国際法の現状および法秩序が整えられているEUの現状またそれぞれの課題などについて知見を深めることができた。ヒアリング調査では、韓国やASEANの専門家および実務者、また日本の北東アジアの地域専門家などから、海洋をめぐりそれぞれ地域の最新動向の他、最新の研究動向についての知見を得ることができた。

本事業においては、中国の動向は最大の関心事であるが、幸いなことに、日本国際フォーラムのこれまでの中国との研究交流関係により、事業開始直後から、中国側からの本事業に対する研究交流の申し出やこちらからのアプローチに迅速に応答してくれる環境が整っており、ヒアリング調査、臨時研究会合、東京での国際セミナー、南京および上海での国際ワークショップおよび研究会合を実施し、複数回にわたる濃密な協議を行うことができた。そこでの中国側の参加者は、いずれも中国を代表する海洋および海洋法の専門家、海洋問題および中国外交の専門家、アジア地域研究の専門家などであり、それら専門家から、海洋に関する中国の最新の認識、政策、望ましいとする秩序の在り方などについて聴き取るとともに意見交換することで、最新の知見を得るだけでなく、日本国際フォーラムの中国との研究交流関係のさらなる強化にもつながることができた。さらに、本事業の実施で中国国内において日本の主張を表明できたことは、海洋問題に関する日本の立場を示し、かつ政府間で協議が難しい内容も民間であればこそ率直に協議することができ、本事業の推進が日中間のトラック2外交の最先端を担うことにもつながった。

以上の成果も踏まえつつ、本事業の後半では特に、本事業の重要な事例となる南シナ海問題に関係するASEAN（タイ、ベトナム、カンボジアなど）に焦点をあて、調査出張を行い、現地で聴き取り調査を行った。特に、タイやベトナムでは、中国に対抗するために地域の戦略バランスを維持し、東南アジア諸国の軍事力を含む能力の向上と相互の情報共有を高め、中国による規範への挑戦に対して声を上げ続けていくことの重要性などが指摘されていたが、カンボジアでは、一帯一路構想を始めとする中国のインフラ整備がかなりの程度浸透しており、中国との対峙を避けるとともに、できるだけ南シナ海問題について関わりたくないという意識が強く、またカンボジアとASEANとの関係においても、

カンボジアにとって ASEAN Centrality というのは、むしろ信用ならない「異物」とであると認識されていることも見受けられるなど、この地域で海洋秩序を構築していくための課題などを大いに認識することができた。

欧州は、本事業が焦点としているアジアの海洋問題の当事国ではないが、法秩序を確立している事例なども含めて重要な調査・研究対象である。本年度においては、オランダ、ベルギー、イタリア、フランスなどの研究機関、有識者と研究交流を行い、かつネットワークの拡大にもつなげることができた。特に、欧州の海洋法の専門家が、現在のアジアの現状をどのように理解し、また海洋秩序構築のためのあるべき姿を認識しているのかについては、多くの情報および参考となる事例の提供を受け、本事業で必須の知見を得ることができた。

このほかに、南シナ海の領有権とは一線を画する非当事国から専門家を招いて開催した国際シンポジウム、各種の会合、ワークショップなどで、本事業に必須の多くの知見を得ることができた。以上のような知見を踏まえて、本事業は最終的に、各研究メンバーによる論考を執筆し、事業概要とともに収録した『報告書』を取りまとめた。各論考は、第1章として、中国の海洋戦略について論じた。第2章では、国際社会の現状における海洋をめぐる国際法の展開や限界などについて論じた。第3章では、事例として南シナ海紛争を分析した。第4章では、同じく事例として中国の一带一路の分析と日本の対応について論じた。第5章では、国際法が遵守された海洋秩序を形成していくには、パワーや規範などの要素も重要となってくるところ、それらの現状がどうなっているのかを分析し、今後の展望について論じた。終章では、1から5章までの論考を踏まえて総括するとともに、海洋秩序を構成するためのインセンティブの創出など、それまでの章で論述できなかったことについて論じた。これらはいずれも、本事業で焦点を当てて内容の現状と課題を確認するものとして、初年度で得た知見を踏まえて作成されているが、すでに本事業での推進の過程で国内外の専門家や実務家からのフィードバックを受けており、学術的でありながらも日本の実際の外交政策と乖離したものではない、日本外交にとって有益なものを生み出すことに成功した。

本事業は、短い期間でかつ限られた予算の中であったが、4回の定例研究会合、1回の臨時研究会合、5回のヒアリング調査、7回にわたる海外調査・および現地でのワークショップの開催やシンポジウムへの参加、国内での1回の国際セミナーおよび1回の国際シンポジウムの開催を実施することができた。また、それぞれの会合では、著名な国内外の有識者、実務者、政府関係者などの参加を得ることができ、国内外から大変な関心も受けた。前述のとおり、中国の研究機関からは高い関心を受けているが、タイで開催したワークショップにおいても、ASEAN 大学連合からの協力を受けることができた。このことは、本事業が、中国や ASEAN をはじめとするアジアでいかに注目を受けているか、本事業が如何に目的に向かって精力的に調査・研究を行い、かつ国内外からの高い関心を受けていたかを示すものである。また、これらの実施を通じて、海洋に関係する日本国内外の国際機関・組織、研究機関、有識者のネットワークを構築することができたことは、当フォーラムの調査・研究能力を高めただけでなく、今後の日本の同分野における研究の進展上大きな成果であった。

以上のとおり、本事業は、海洋秩序構築に向けた日本外交の在り方を探ることにおいて、メンバーの調査・研究とともに、国内外の実務者および有識者と協議を重ねながら、単なる学術的なものではなく、実際の日本の外交政策に貢献できる研究成果をまとめあげる事に成功した。そしてその過程で日本の本分野の研究におけるネットワーク構築にも貢献することができた。アジアの海では、国際法が遵守されていない状況が続いており、今後如何にして海洋秩序を構築するのかは引き続き大きな課題であるが、本事業の二年度目以降の推進によって、それらに関する研究領域の水準を高めることに大いに貢献できるだろう。このように本事業は、事業開始当初の目標を十二分に達成しただけでなく、日本外交にとっても有益な知見を提供することに成功し、有意義な成果をあげることができたと評価できよう。

